

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況
(平成30年9月～令和元年8月)

令和2年1月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 16 の規定に基づき、平成 30 年 9 月 1 日から令和元年 8 月 31 日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

令和 2 年 1 月 16 日

電力・ガス取引監視等委員会

委員長 八田達夫

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

(平成30年9月～令和元年8月)

目次

第1章	電力の適正な取引の確保のための厳正な監視など	5
第1	小売取引の監視等	5
第2	電気の卸取引の監視	12
第3	送配電事業の監視	14
第2章	電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組	21
第1	卸電力取引の活性化	21
第2	「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議	22
第3	電気の経過措置料金の解除に関する検討	24
第4	発電側基本料金等の検討	26
第5	託送供給等約款における送電ロスの取扱いの見直し	28
第6	一般送配電事業者による調整力の公募調達	29
第7	インバランス料金制度の見直し	31
第8	法的分離に併せて導入される行為規制の詳細についての検討	38
第3章	ガスの適正な取引の確保のための厳正な監視など	39
第1	ガス小売取引の監視等	39
第2	ガス導管事業者等の監査	44
第3	ガス導管事業者の収支状況等の事後評価	59
第4章	ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組	62
第1	ガスにおけるスイッチング業務等の標準化	62
第2	LNG基地第三者利用の促進	63
第3	ガス卸契約に関する卸元事業者への要請	66
第5章	熱供給事業に係る取組	68
第6章	紛争処理、広報及び国際連携	69
第1	紛争処理	69
第2	広報の取組	71
第3	国際機関との連携強化に向けた取組	72

参考資料

- 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（平成30年9月～令和元年8月）
- 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（平成30年9月～令和元年8月）
- 4 「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表（平成30年9月建議分）
- 5 「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表（平成30年12月建議分）
- 6 電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ
- 7 電源 I' の広域的調達について
- 8 2021年度以降のインバランス料金制度について
- 9 「適正なガス取引についての指針」改定案 新旧対照表
- 10 ガス導管事業者の収支管理を適正化するための経済産業省令等の改正
- 11 電力市場における競争状況
- 12 ガス市場における競争状況

第1章 電力の適正な取引の確保のための厳正な監視など

第1 小売取引の監視等

【本項目の概要】

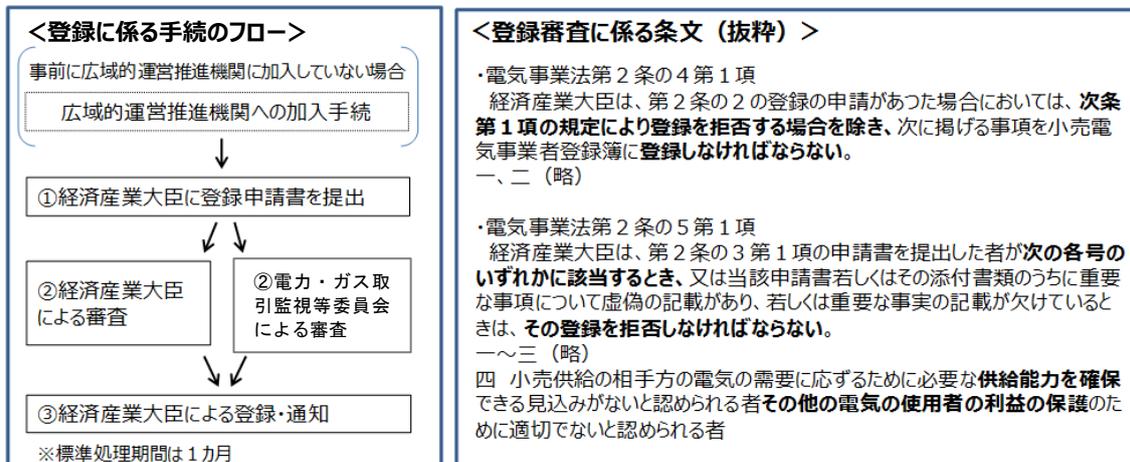
- 小売登録について審査し、これまで601件が登録された。
- 東京電力エナジーパートナー株式会社、関西電力株式会社に対し、電気事業法の規定に基づき行う契約締結前後の書面不交付に関する業務改善勧告を行った。
- 小売電気料金の事後評価を実施した。対象事業者9者について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨大臣に回答した。

1. 小売電気事業者及び小売供給の登録に係る審査

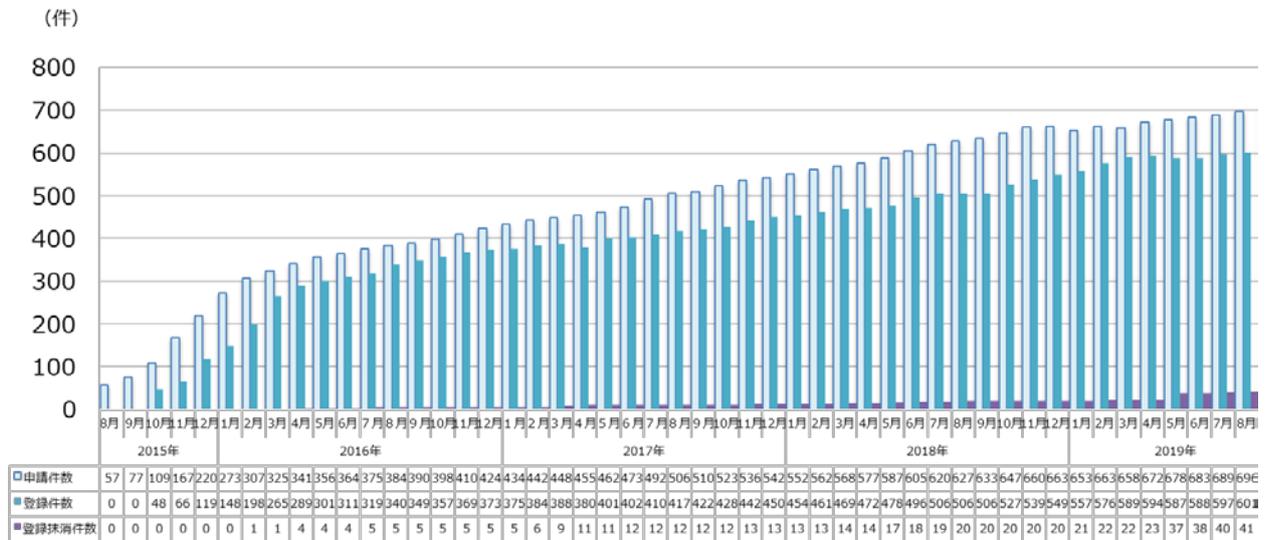
小売電気事業者の登録に係る審査に当たっては、主に委員会が、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者に該当しないか」という視点から、資源エネルギー庁が、「最大需要電力に応じるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるか」という視点から、それぞれ審査を行っている。

令和元年8月末までに、小売電気事業696件の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、601件が登録されている。

○小売電気事業者の登録に係る手続のフローと登録審査に係る条文（抜粋）



○小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



2. 電気の小売取引の監視

委員会は、電気の小売供給における適正な取引を確保するため、小売電気事業者の営業活動等について実態を把握・分析し、電気事業法上問題となる行為等が見られた場合には、当該事業者に勧告・指導するなどの措置を講じた。

具体的には、以下の勧告、指導などを実施した。(一部事例を抜粋)

(1) 勧告

①東京電力エナジーパートナー株式会社に対する勧告 (平成 30 年 10 月 11 日)

東京電力エナジーパートナー株式会社は、電力及びガス供給契約の締結をした際、6,579 件の需要家について契約締結後交付書面を交付せず、うち 74 件は契約締結前交付書面を交付しなかった。

このため、電気事業法及びガス事業法に基づき、①本事案が、関係する法令の規定に違反するものであること及び今後、同様の行為を行わないことを取締役会の決議により確認すること、②需要家に対する契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付並びに使用電力量等の情報の不提供が今後発生しないよう、必要な措置を講ずること、③講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること、④講じた措置について委員会に対し、文書で報告することを求める業務改善勧告を行った。

②関西電力株式会社に対する勧告 (令和元年 8 月)

関西電力株式会社は、電力及びガス供給契約の締結をした際、20,297 件の電力供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち 17,016 件は契約締結前交付書面を交付しなかった。

このため、電気事業法及びガス事業法に基づき、①今後同様行為を行わないよう、必要な措置を講ずること、②上記①に基づいて講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること、③上記①及び②に基づいて講じた措置について、委員会に対し、文書で報告することを求める業務改善勧告を行った。

(2) 指導

①小売電気事業者A社に対する指導（平成31年3月）

A社は、平成30年12月から平成31年1月までの間に、同社の顧客との間で、電話勧誘時に電気の小売供給に係る料金について十分な説明を行わないまま、小売供給契約の締結を行っていた。また、同社の契約媒介業者は、平成30年9月、電話勧誘時に、A社が行う小売供給に係る料金について十分な説明を行わないまま、A社への小売供給契約の申込手続を行った。当該行為は、需要家の利益を著しく害するものであることから、A社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を採るとともに、速やかに実施するように指導を行った。

②小売電気事業者B社に対する指導（平成31年4月）

B社は、平成30年10月から平成31年2月までの間に、特定の者から、その者が指定する多数の需要家について合計723件の電気の小売供給契約の申込みを受け、うち426件について小売供給契約を締結したが、そのうち少なくとも5件の小売供給契約について、需要家の意思を確認しないまま契約締結手続を行い、電気事業法に規定する供給条件の説明及び書面の交付を行わなかった。当該行為は、需要家の意思に反し、小売供給契約を行うものであって、需要家の利益を著しく害する行為であることから、B社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を講じるように指導を行った。

③小売電気事業者C社に対する指導（令和元年8月）

C社は、令和元年5月28日から同年6月5日までの間に、同社の電力申込みウェブサイトにおいて、重要事項説明ページのリンクが切れていたことにより、重要事項説明を表示しなかった。これにより、申し込みをした需要家に対し、供給条件の説明義務違反及び契約締結前交付書面の交付義務違反が生じたため、C社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を講じるように指導を行った。

3. 各種の相談への対応

委員会は、電気の需要家等から相談窓口などに寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。9月～8月における相談件数は1,550件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には指導等を行った。また、独立行政法人国民生活センターと共同し、平成30年9月～令和元年8月の間に電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、情報提供した。

○プレスリリースの実施状況

第12回（平成30年12月20日）、第13回（令和元年6月20日）

○相談窓口への相談件数の推移と相談事例



消費者から寄せられた相談事例

- 旧一般電気事業者(みなし小売電気事業者)を名乗った事業者から電話勧誘があり、「どれくらい安くなるか計算する」と言われ、現在の契約状況などを伝えてしまったが、まだ連絡が来ない。契約になっているだろうか。
⇒もし契約されている場合、クーリングオフ制度を使うことができます。契約の際は、小売電気事業者として登録されているか、契約内容どのようなものか、といったことをよくご確認ください。
- 現在契約中の電力会社から、電力事業に撤退にあたって契約先を切り替えるよう通知を受けたが、どうすればよいか。何もしないと、電気は止まるのか。
⇒電力・ガス会社が、消費者と締結している供給契約を解除する際、解除日を事前に通知することになっており、実際に解除する際、一般送配電事業者・一般ガス導管事業者が供給停止日を明示した上で通知を行う。このため、事前通知無しに急に供給停止することはないが、通知後は、早めの切り替えを行ってください。
- とあるガス会社から、自社との契約への勧誘があった。もし契約先を切替える場合は、工事などは必要になるのだろうか。
⇒現在契約している都市ガス会社から別の都市ガス会社に契約を切り替える場合に、ガスメーターやガスコンロなどのガス器具の変更が必要となることはなく、切替え工事も必要ありません。

4. 原価算定期間終了後の経過措置料金の事後評価

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「第2弾改正法」という。）附則の経過措置に基づく小売電気料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金審査専門会合において平成29年度の状況について評価及び確認を行い、平成30年12月、以下のとおりまとめた。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に照らし、経過措置料金の変更申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

【料金審査専門会合とりまとめ】

A 北海道電力、東北電力、東京電力E P、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の審査基準に基づく評価

※関西電力については、原価算定期間終了前のため、事後評価の対象外。

「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20160325 資第 12 号) 第 2 (7)④に基づく値下げ認可申請の必要がないか確認を行った。

確認の結果、第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 23 条第 1 項の規定による供給約款などの変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20160325 資第 12 号) 第 2 (7)④に係る値下げ認可申請の必要は認められなかった。評価の詳細は以下のとおりであった。

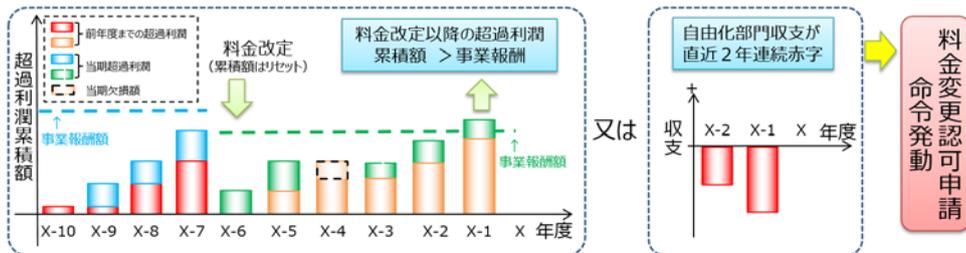
○料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、<ステップ 1> 規制部門の電気事業利益率による基準、<ステップ 2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

<ステップ 1> 規制部門の電気事業利益率による基準
規制部門の電気事業利益率 (電気事業利益 / 電気事業収益) の直近 3 か年度平均値が、みなし小売電気事業者 10 社の過去 10 か年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率 (直近 3 か年度平均)
 - ② みなし小売電気事業者 10 社の規制部門における電気事業利益率 (過去 10 か年度平均)
- ① > ② の場合 → ステップ 2A

<ステップ 2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準
前回料金改定以降の超過利潤 (= 当期純利益 - 事業報酬) の累積額が事業報酬額 (一定水準額) を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近 2 年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



審査基準のステップ 1 [電気事業利益率による基準] では、個社の直近 3 か年度の利益率が 10 社 10 か年度平均の利益率を上回る会社は、北海道電力、東北電力、東京電力 E P、中部電力、九州電力及び沖縄電力の 6 社であった。ステップ 1 に該当した 6 社について、審査基準のステップ 2 [超過利潤累積額による基準] では、平成 29 年度末超過利潤累積額は一定水準額である事業報酬率を下回っており、ステップ 2 [自由化部門の収支による基準] では、直近 2 年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。以上より、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者 9 社 (関西電力以外) について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

○審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（関西電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令の対象となる事業者はいなかった。

(単位：億円)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※1	中部	北陸	中国	四国	九州	沖縄	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準										
	3か年度平均① ※2	2.1%	4.7%	3.3%	3.5%	0.6%	0.7%	1.1%	6.0%	4.3%	-
	10社10か年度平均②										
	10社10か年度の平均を上回っているか。(①>②か)	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	No	Yes	Yes	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準										
	平成28年度末超過利潤累積額③ ※3	△444	120	△2,363	△415	-	-	-	△805	△117	-
	平成29年度超過利潤④	△102	△196	△996	△298	-	-	-	△97	△21	-
	平成29年度末超過利潤累積額⑤ = ③ + ④	△546	△76	△3,360	△713	-	-	-	△902	△139	-
	一定水準額（事業報酬額）⑥ ※4	172	342	1,268	423	-	-	-	366	59	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準										
	平成28年度⑦	+3	+594	+563	+861	-	-	-	+404	+12	-
平成29年度⑧	+126	+532	+653	+844	-	-	-	+310	+17	-	
2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-	
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)	No	No	No	No	No	No	No	No	No	-

※1：平成27年度以前は旧東京電力の数値、平成28年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。
 ※2：各年度の規制部門の電気事業利益率（%）の単純平均
 ※3：平成27年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約数部分を除いた金額
 ※4：一定水準額：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限り）に相当する事業報酬額
 ※5：自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益

(出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)

B 東京電力EPの追加検証

※追加検証を行った理由：審査基準の<ステップ1>電気事業利益率による基準に該当し、かつ公的資金の投入がされており、規模が大きく影響が広範であるため。

下記①～③の項目についてそれぞれ確認を行った結果、料金適正化の観点から問題となるものは認められなかった。

①料金原価と実績費用の比較

確認の観点：個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。

確認の結果：長期間にわたる原子力発電所の再稼働遅延等の諸事情を踏まえると、個別費目の実績が不合理な理由に基づき料金原価を上回っているものは認められなかった。

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

確認の観点：規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

確認の結果：規制部門と自由化部門の利益率の比較では、規制部門（2.5%）と自由化部門（2.6%）の利益率はほぼ同等であり、不合理な利益率の乖離はなかった。

③経営効率化への取組

確認の観点：経営効率化への取組は着実に進捗しているか。

確認の結果：今回の事後評価では、緊急避難的な支出抑制・繰延べはないことを確認した。また、恒常的な経営効率化の取組については、費目によって取組の進捗にばらつきがあるものの、総額の実績は料金原価認可時の計画値を上回っていた。経営効率化による費目ごとのコスト削減額は、いずれも前年度とほぼ同等の水準であり、経営効率化の施策が恒常的な取組みとして行われていることを確認した。

以上を踏まえ、平成 30 年度の事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

ただし、東日本大震災後の経過措置料金の値上げは、原子力発電所の再稼働遅延を主因とするものであったことに鑑みると、今後原子力発電所が再稼働を果たした場合には火力燃料費等の負担が軽減されていくことから、料金原価への原子力利用率の織り込み状況も踏まえ、そのコスト低減効果を需要家への還元等に適切に充当するよう検討すべきである。また、各社においては、今後とも料金原価と直近実績の比較・経営効率化の状況・収支見通し等現行の経過措置料金に関連した分かりやすい情報提供に努めるとともに、安全対策・供給信頼度維持に不可欠な投資は最優先に実施した上で、引き続き経営効率化に真摯に取り組むことにより、コスト低減を進めていくべきであるとの評価を行った。

第2 電気の卸取引の監視

【本項目の概要】

- 委員会は、電気の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。
- 平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間については、電力卸取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- 新たに創設されたベースロード市場における取引について、一部の事業者に対して供出上限価格の計算の適切性を指摘した。

1. 卸電力取引の監視

委員会は、電気の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。

平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間について、電力卸取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。

また委員会は、四半期毎に、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定期的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表している。第39回制度設計専門会合までに、制度設計ワーキング・グループでの報告も含め、累計で17回にわたりモニタリングレポートを作成・公表した。

○2019年4月～6月の報告における主要指標

			今回の御報告内容	参考		
			2019年4月～6月	前年同時期 (2018年4月～6月)	2018年度 (2018年4月～2019年3月)	2017年度 (2017年4月～2018年3月)
卸電力取引所	スポット市場	入札				
		売入札量前年同期対比	1.5倍	1.6倍	2.0倍	1.4倍
		買入札量前年同期対比	1.6倍	2.7倍	2.4倍	1.9倍
		約定量	631億kWh	345億kWh	2086億kWh	586億kWh
		約定量前年同期対比	1.8倍	4.4倍	3.6倍	2.6倍
		平均約定価格 (システムプライス)	7.84円/kWh	8.72円/kWh	9.76円/kWh	9.72円/kWh
	東西市場分断発生率		80.4%	58.7%	77.6%	70.5%
	時間前市場	約定				
		約定量	4.8億kWh	3.3億kWh	17.5億kWh	22.3億kWh
		平均約定価格	7.96円/kWh	8.65円/kWh	9.71円/kWh	9.98円/kWh
販売電力量に対するシェア		32.8%	18.0%	24.8%	7.1%	
(参考) ※ 小売市場	電力販売		1,940億kWh	1,940億kWh	8,497億kWh	8,603億kWh
		新電力	278億kWh	292億kWh	1226億kWh	1020億kWh

※ 出所：電力調査統計、電力取引報

2. ベースロード市場の監視

新電力が、旧一般電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できることを目的に、令和元年度から先渡しの一形態としてベースロード市場が創設された。

以下のような場合にはベースロード市場の目的が達成されないおそれがあることから、ベースロード市場ガイドラインにおいて、委員会はベースロード市場の受渡年度の前年度及び翌年度における大規模発電事業者（沖縄電力株式会社を除く旧一般電気事業者9社と電源開発株式会社）の供出量及び供出価格を監視することとされた。

- ・ベースロード市場に投入する電力量が資源エネルギー庁により算定された量を下回る場合
- ・ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を超えてベースロード市場に投入される場合
- ・小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回る場合

令和元年7月にオークションが開始されたことを受け、各大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、その考え方等を聴取すること等により、ベースロード市場ガイドラインに基づく取組がなされていたかの確認を行った。

監視の結果、各社の供出量は、いずれもベースロード市場ガイドラインで定める電力量を満たしていることを確認した。また、ほとんどの大規模発電事業者は、供出価格をガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていた。他方、一部の事業者において供出価格の計算の適切性が確かめられなかったため、次回に向けて修正するように事業者に対し指摘を行った。

第3 送配電事業の監視

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者13社について、「託送供給等収支の計算」及び「約款の運用等」を重点的に確認し、このうち8事業者に指導を行った。
- 委員会は、電気の適正な取引を確保するため、電気供給事業者からの情報提供等を端緒に、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には、指導等を行っているが、平成30年9月1日～令和元年8月31日の期間においては、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者10者について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

1. 一般送配電事業者等業務及び経理の監査

委員会は、電気事業法第105条及び第2弾改正法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者13社の平成29事業年度の業務及び経理について監査を行った。

○監査対象事業者

①一般送配電事業者

北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力

②みなし小売電気事業者

北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力

③送電事業者

電源開発、北海道北部風力送電

監査の実施に当たっては、監査対象事業者から事前に報告徴収した監査資料に基づき、実地監査若しくは書面監査の方法により実施した。

平成 30 年度監査においては、重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施すること等から、昨年度に引き続き、「託送供給等収支の計算」を重点的に確認した。また、再生可能エネルギーの導入拡大を背景に、系統接続に関連する一般送配電事業者の適正な業務運営の重要性が高まっていることを踏まえ、「約款の運用等」について、重点的に確認した。

本監査の結果は以下のとおりであり、電気事業法第 66 条の 12 及び第 2 弾改正法附則第 25 条の 6 に基づく一般送配電事業者などに対する勧告並びに電気事業法第 66 条の 13 及び第 2 弾改正法附則第 25 条の 7 に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、以下の通り、8 事業者に対して所要の指導を行った。

○指摘事項の内訳

(単位：件)

指摘事項	件数
① 約款の運用等に関する監査	3
② 財務諸表に関する監査	0
③ 部門別収支に関する監査	8
④ 託送供給等収支に関する監査	14
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	6
合 計	31

平成30年度電気事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、案件の管理不足、業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
2	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
3	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていないため等によるものであった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
4	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
5	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていないため等によるものであった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
6	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
7	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき小売電気事業者（新電力等）から契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。契約変更の要請を行ってはいないが、適正化の協議が整わなかったこと等により、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）
8	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき託送契約者（新電力）に対し、契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。契約電力を超過した月の翌月に、新電力に対し、超過理由の確認と契約変更の要請を都度行っていたが、適正化に至らず、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）
9	約款の運用	供給側接続の事前検討の対応が不適切	供給側接続事前検討の申込みについて託送供給等約款においては、原則として2週間以内に検討結果を契約者にお知らせする旨を規定しているところ。託送供給等約款に定められた期間内に工事の必要について回答していなかった案件が多数あった。さらに、系統アクセスに関する規程に「原則として」から外れる事象の回答期間を追記していた。	託送供給等約款の規定が上位であり、2週間以内に工事の必要について回答していなかった案件が多数あった状況下で、原則を外れる例外の規定を系統アクセスに関する規程に追記することは、託送供給等約款の形骸化ともいえず不適切である。当該系統アクセスに関する規程を修正すべきである。	①託送供給等約款（供給側接続事前検討の申込）
10,11	託送収支部門別収支	「販売費」及び「一般管理費」の算定誤り	販売費及び一般管理費を離島供給費又は非離島供給費に分類する際、非離島供給費へ直課すべし一部の営業費用項目について、人員数比により離島供給費又は非離島供給費に配賦されていた。	離島供給費及び非離島供給費への直課及び配賦については、「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」に基づき、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第 2. (1) みなし小売電気事業部門別収支計算規則 別表第 1. 6. (7)
12,13	託送収支部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細書の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」に、社内取引で発生する起動費の計上が行われていなかった。また、部門別収支計算書においてもアンシラリーサービス費用（固定費（起動費））の計上もれが生じていた。	調整力募集要綱に基づき、適正に起動費を算定すべきである。また、起動費部門別収支計算書上アンシラリーサービス費用に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第 1. 3. (2) ② みなし小売電気事業部門別収支計算規則 別表第 1. 6. (4)
14	託送収支	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電費」の年度確定値の算出において、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、誤った調整力単価を適用して算定が行われていた。	インバランス収支計算書の脚注記載の「他社購入電費」の年度確定値について、適正な調整力単価を乗じて算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第 1 第 11 表（記載注 3）	
15,16	託送収支部門別収支	送電費への振替処理誤り等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書及び部門別収支計算書が公表・提出されていたこと、昨年度の監査終了後に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・「検討業務法人委託費」について、全額非ネットワーク費用に整理すべきところ、床面積比を用いてネットワーク/非ネットワークに按分する処理を行っていた。 ・販売費（諸費）に整理された会費費用について、一般管理費（諸費）から送電費に振り替える処理を行っていた。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づき適切な計算を改めて行い、公表済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。	電気事業法第22条
17	託送収支	「建設仮勘定 火力発電設備」の計上漏れ等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書が公表・提出されていたこと、事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・固定資産明細書の「建設仮勘定 火力発電設備」について、一部計上漏れがあった。 ・送配電部門収支計算書の「インバランスの買取相当額取引費用」及び「インバランスの供給相当額取引収益」について、算定誤りがあった。 ・固定資産明細書の「建設仮勘定 配電設備」について、一部計上誤りがあった。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づき適正な計算を改めて行い、公表・提出済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。	電気事業法第22条
18	託送収支	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、当該月とは異なる月の単価を乗じて算定していた。	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第 1. 3. (1) (2)

平成30年度電気事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
19	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」及び「託送収益」の年度確定値について、他社購入電源費に含まれる「インバランスの買取りに係る費用」及び託送収益に含まれる「インバランスの供給に係る収益」の算定において、一部計上漏れがあった。	脚注には、平成29年4月から平成30年3月分の年度の確定値を記載する必要があり、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第11表（記載注意）3
20.21	託送収支部門別収支	ネガワット取引に係る「他社購入電源費」等の算定誤り	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」の算定において、送配電部門に係る費用のみ計上すべきところ、自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った送配電部門の費用が含まれていた。 また、部門別収支計算書上、上記の自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った費用がアンシラリーサービス費用に二重計上されていた。	「他社購入電源費」は、送配電部門において発生した費用のみを抽出し、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上ネガワット取引費用をアンシラリーサービス費に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2. (1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6 (8)
22	託送収支	「自家発電並列料」の取扱処理漏れ	社内取引収益のうち「自家発電並列料」の算定にあたり、公表している規程のアンシラリーサービス料単価を用いて算定されているが、当該単価は消費税込みの金額であるものの、自家発電並列料の算定時に取扱処理が行われていなかった。	送配電部門収支計算書は税抜方式により作成されており、自家発電並列料についても同様に税抜方式により算定し計上すべきである。	電気事業会計規則第1条第4号
23.24	託送収支部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引費用の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」の算定にあたり、本来計上すべき調整力公募の応札額とは異なる金額が計上されていた。	調整力公募による応札額を適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3. (2) ② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6 (8)
25	託送収支	「インバランスリスク料相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランスリスク料相当額取引収益」について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成28年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「インバランスリスク料相当額取引収益」は、過年度分の精算分を適正に反映して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第11表（記載注意）5
26	託送収支	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」の算定誤り	送配電部門収支計算書及び離島供給収支計算書の「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」から控除すべき再エネ特措法交付金について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成28年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」は、離島供給において発生した費用から再エネ特措法交付金を適正に控除して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2. (1)
27.28	託送収支部門別収支	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」の計上漏れ	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料が計上されていなかった。 また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービス費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料が計上されていなかった。	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」には、送配電部門において発生した費用である調整力契約に係る他社購入電力料分を適正に計上すべきである。 また、部門別収支計算書においても、調整力契約に係る他社購入電力料分は、「アンシラリーサービス費用」に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2. (1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6 (8)
29.30	託送収支部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細書の「アンシラリーサービス取引費用」の算定過程において、「アンシラリーサービス可変費」の算定にあたり誤った調整電力量を用いて算定していた。 また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービス費用」について、誤った調整電力量を用いた費用及び収益分が計上されていた。	正しい調整電力量実績に基づき、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上も正しい調整電力量実績に基づき適正に「アンシラリーサービス可変費」を計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3. (2) ② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6 (8)
31	部門別収支	非ネットワーク販売需要家費用の契約口数比配誤り	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6 (12)に規定される、非ネットワーク販売需要家費用を規制部門及び自由化部門の口数比率により配分する過程において、送配電非関連需要に係る自由化部門の口数については、「域内自社小売口数+域外自社小売口数」とすべきところ、「域内自社小売口数」のみを集計した上で、当該比率をもって規制部門及び自由化部門へ配分を行っていた。	送配電非関連需要に係る口数については当然に域外自社小売口数を含めるべきと考えられることから、契約口数について当該修正を行った上で、規制部門及び自由化部門に配分される金額の修正を行うべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6 (12)

2. 送配電事業者の業務実施状況の監視

委員会は、電気の適正な取引を確保するため、電気供給事業者からの情報提供等を端緒に、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。

平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間について、送配電事業者の業務実施状況において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。

3. 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩み傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応し、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、当委員会料金審査専門会合において、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立の実現を目指して、平成29年度の託送収支や経営効率化に向けた取組等を分析・評価した（全10社の状況を分析した上で、東北電力、東京電力PG、四国電力、九州電力の4社からヒアリング

を実施)。

平成 31 年 3 月、料金審査専門会合は、本事後評価の結論として、以下のとりまとめを行った。これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成 12・05・29 資第 16 号) 第 2 (14) に照らし、託送供給約款の変更申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

【料金審査専門会合とりまとめ】

(平成 29 年度託送収支の状況)

平成 29 年度の当期超過利潤累積額について、託送供給等約款の変更認可申請命令(値下げ命令)の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった(ストック管理)。また、想定単価と実績単価の乖離率について、変更認可申請命令の発動基準を超過した事業者はいませんでした(フロー管理)。東京電力 P G については 2017 年度収支から廃炉等負担金を踏まえて厳格な値下げ基準が適用されることとなりましたが、当該基準に達していなかった。

収入面においては、節電・省エネ等により電力需要が減少したため、中部電力、北陸電力、九州電力、沖縄電力を除く 6 社で実績収入が想定原価を下回った。

費用面においては、東京電力 P G、関西電力、九州電力の 3 社については、主に設備関連費の減少により実績費用が想定原価を下回り、他の 7 社については、主に人件費・委託費等の増加により実績費用は想定原価を上回った。

この結果、平成 29 年度の託送収支においては、中部電力、九州電力を除く 8 社で当期超過利潤がマイナス(当期欠損)となった。

(効率化に向けた取組状況)

(ア)経営効率化の実施状況

各社とも、前回の事後評価で紹介された他社の優れた取組について検討を進め、可能なものは自社に取り込むなど、費用削減に向けた取組を着実に進めていた¹。一方で、東京電力 P G 以外の各社においては、送配電部門全体としての効率化の実績・見通し・目標や個別取組に関する説明が必ずしも具体的・定量的ではないこと等が課題として指摘された。

中長期的なコスト削減目標を掲げて自社の対応や取組を説明していくことは、公共性のある財・サービスの提供を独占的に担う送配電事業においては極めて重要である。また、目標を掲げるからこそ効率化等の取組が加速される側面もある。

各社においては、系統利用者や最終的な費用負担者である需要家にわかりやすいかたちで、効率化に向けた様々な努力やその全体像を具体的かつ定量的に説明していくことが期待される。

¹ 一般送配電事業者 10 社は、平成 30 年 11 月末、各社のホームページに経営効率化の取組状況を公表している。

(イ) 調達合理化に向けた取組状況

(i) 仕様の統一化

仕様の統一化について、前回の事後評価で各社が掲げた今後の取組の進捗状況を確認したところ、例えばコンクリート柱などの配電機材に関する仕様統一化に向けた検討の場として全 10 社からなる作業会を立ち上げるなど、新たな動きもみられた。また、各社においては、架空送電線、ガス遮断器、6.6kV 地中ケーブルについて、仕様統一化や調達改革に向けた自主的ロードマップを策定予定との報告があった。

付属品や個別の要求仕様(オプション)など、基本仕様に上乘せした各社独自の仕様の存在が調達市場の規模を小さくし、調達コストの上昇につながっている可能性もある。また、設備仕様の共通化は災害時等の復旧作業の円滑化等に資するとも指摘されている。

各社においては、JIS規格の採用といった取組だけではなく、付属品や個別の要求仕様の事業者間の差の実態を把握してその必要性を精査し、国際調達を可能にすることも含め、可能な限り仕様の標準化・共通化を進めるよう取り組むべきである。

(ii) 競争発注比率/発注方法の工夫・改善

各社の送配電部門の競争発注比率は上昇基調にあり、直近では 70%超のグループと 30~50%程度のグループに大別される。競争発注比率が相対的に低い北海道電力、中部電力、中国電力、四国電力、九州電力においては、特に配電工事にかかる比率が低くなっていたが、まずはそれらの比率を高めていくことが求められる。

また、今回の事後評価では、比較的取組が進んでいる東京電力PGの取組状況を確認したところ、取引先へのヒアリング結果を踏まえて発注区分の細分化、入札要件の緩和、発注図面の標準化等に取り組むことで地元の中小・中堅企業による受注範囲の拡大を図るとともに、入札への参入を要請することで他エリアや通信系の工事会社などに新規取引先を拡大していた。また、競争により決定した取引先と協働して仕様を含む発注方法や製造工程を見直し、コスト削減による利益を共有するといった Win-Win の関係構築に努めていた。

各社においては、競争発注比率を可能な限り高めていくとともに、今回紹介された取組事例も参考に、発注方法の更なる工夫・改善に向けて継続的に取り組むべきである。

(ウ) 調達単価。工事費負担金の状況

(i) 調達単価(単位当たりコスト)の比較分析

送電設備(鉄塔、架空送電線、地中ケーブル)の単位当たりコストについて、立地場所や設備のスペックなど事業者側では制御困難な工事の個別性を考慮して比較したところ、中部電力(鉄塔)、東北電力・沖縄電力(架空送電線)は他社よりも割高な単価となっている可能性が示唆された。また配電設備(鉄筋コンクリート柱)については、全社ともに単位当たりコストが上昇傾向にあり、中でも中部電力は割高な単価となっている可能性が示唆された。さらに、公表データの分析により、各国間で法規制等様々な要因が異なることから単純比較は困難であるものの、日本の送電線及び鉄塔の単位当たりコストは海外よりも高い可能性も示唆された。

各社においては、今回公表された調達単価水準の分析等も参考にしながら、調達コストのたゆまぬ削減に向けて取り組んでいくべきである。

(ii) 系統連系する際の工事費負担金の比較分析

新たに発電設備を設置しようとする者が系統連系する際に負担する工事費負担金工事に係る費用のうち電源線の敷設費用についても、物品費と工事費を含めた単位当たりコストを分析したところ、エリ

アゴとの差はあるものの、10社平均でみると、铁塔については工事費負担金工事の方がそれ以外の系統拡充・更新工事よりも安く、架空送電線については工事費負担金工事の方が高い傾向にあったが、その主な要因としては工事費負担金工事の場合は1回線铁塔の割合や送電線のkm当たりコストに占める固定費の割合が高いこと等が考えられ、必ずしも工事費負担金工事かどうかで顕著な差は生じていない可能性が示唆された。

再生可能エネルギーの更なる導入拡大等を図るためにも、各社においては、工事費負担金工事についても調達コストの削減に向けて取り組んでいくことが求められる。

なお、発電設備設置者自らが自営線を整備することで工期を短縮する等により、経済的メリットを享受する事例もあった。系統連系に当たっては、用地交渉等の困難性を考慮しつつも、工事費負担金工事に要する工期等についてより正確な見積もりを提示していくことが期待される。また、系統利用者である発電側に多様な選択肢を提供する観点から、一般送配電事業者が工事を行う工事費負担金工事以外の選択肢があることは適切に説明されるべきである。

(中長期的な安定供給等適切なサービスレベルの確保に向けた取組状況)

(1) 計画的かつ効率的な設備投資や高経年化対策の推進

平成29年度の設備更新計画と実績を確認したところ、概ね計画どおりに実施されていた。また、設備更新計画の見直し状況を確認したところ、計画変更がある場合は、設備の劣化状況を再精査の上、更新時期・数量を見直し、工事量を平準化させる方向で変更されていた。さらに、アセットマネジメントシステムの導入など、IoTやAI等を活用することで、より計画的かつ効率的に高経年化対策を進めていこうとする動きもみられた。

一方で、グループ全体の収支・財務状況等を考慮して修繕等を一時的に繰延べた事業者もいた。また、系統連系工事の増加に伴う施工力上の問題や託送収支の悪化を理由に、高経年化に係る足元の設備更新計画の見直しを行っている事業者もいた。

高度経済成長期に整備された設備が今後設備更新の時期を迎える。こうした中、一般送配電事業者が求められるサービスレベルを将来にわたりできる限り効率的に維持し、将来の託送料金を最大限抑制するためには、劣化更新時期の延伸化措置や工事の平準化に向けた検討等を継続的に行って計画を随時見直しつつ、着実に高経年化対策を進めていくべきである。また、対策を進めるにあたっては、新規・拡充工事を含む設備投資計画全体との整合性も求められる。

各社においては、再生可能エネルギーの導入拡大や人口減少といった事業環境の変化も踏まえ、将来の系統がどうあるべきか検討しつつ、中長期的視点で計画的かつ効率的に設備投資や高経年化対策を進めるべきである。また、その取組状況を適切に説明していくことが求められる。

(2) 一般送配電事業者が提供するサービスレベル

今回の事後評価においては、一般送配電事業者が提供するサービスレベル(成果・アウトプット)について多角的に評価すべく、停電等の状況に加え、新規に系統連系する際の対応等について確認を行った。

各社の一需要家当たりの停電回数及び停電時間についてみると、大規模災害を除き低水準で安定していた。

系統への接続検討の申込に対する回答の遅延割合についてみると、東京電力PG、東北電力、北海道電力、九州電力の4社については全10社平均を上回っていた。

各社においては、安定供給や市場競争の基盤となるサービスの質を適切に確保していくべきである。

第2章 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 卸電力取引の活性化

【本項目の概要】

- 旧一般電気事業者に対し、①卸供給の諾否に関する判断や、②卸供給の交渉体制について、自主的な取組として適切に対応するよう要請した。
- JEPXに対し、中立性・独立性を確保しつつその機能を向上させるための体制について検討するよう要請した。

1. 旧一般電気事業者における、新規参入者との卸供給に関する交渉について

委員会は、「競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理」（平成30年8月）において、旧一般電気事業者における、新規参入者との卸供給に関する交渉は、発電部門など新規参入者等との競争を排除する誘因を持たない部門が行うことが望ましいとして、その在り方について検討を進めていくこととした。

これを踏まえ、第35回(平成30年12月)および第38回(令和元年5月)の制度設計専門会合で、事務局による交渉実態等のヒアリング等を踏まえて、公正な競争を促進する等の観点から、旧一般電気事業者における卸供給の諾否に関する判断のあり方や卸供給の交渉体制に関する考え方を整理し、旧一般電気事業者に対して自主的な取り組みとして適切に対応するよう要請した。

2. JEPXにおける市場監視業務等の体制について

JEPXにおける取引規模の著しい拡大やベースロード市場の開設をはじめとする新たな市場開設などの取組みによって、JEPXにおける各種市場の公正な取引を確保する必要性が従前にもまして増大している。一方で、諸外国や類似の取引所においては、市場監視業務等の実施体制について、様々な取組が見られるところである。

このため、今後のJEPXにおける市場監視業務及び取引参加者の資格審査、制裁その他個別事業者の監督に類する業務を行う体制について、現時点では何らかの具体的な問題行為が生じている訳ではないものの、今後より一層、中立性、独立性を向上させていくために、既存体制の点検や所要の体制整備を行っていくことが望ましい。以上を踏まえ、委員会は令和元年6月JEPXに対し、今年度中を目処に、中立性・独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制について検討するよう要請した。

第2 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議

【本項目の概要】

- 連系線の利用に関する間接オークションの導入及び非化石価値取引市場の創設等を踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」の改定を建議した。
- スwitchingの期間中における取戻し営業行為について、「電力の小売営業に関する指針」の改定を建議した。

1. 連系線の利用に関する間接オークションの導入及び非化石価値取引市場の創設等について

連系線の利用に関する間接オークションの導入及び非化石価値取引市場の創設等に鑑みて、電源表示等に係るルールを整理する必要があることを踏まえ、制度設計専門会合において審議を行い、平成30年9月「電力の小売営業に関する指針」の改定案を建議した。

改定案の主な内容

(1) 間接オークションの導入に伴う改定項目

- ① 間接オークションを用いた調達の場合の考え方
- ② 電源の恣意的な非表示について
- ③ 電気の産地の表示について

(2) 非化石価値取引市場の創設に伴う改定項目

- ① FIT電気に関する注釈について
- ② 非化石価値を訴求するために必要な条件の明確化

(3) 電源構成表示を行う際の、電源特定メニューの算定の取扱いに関する改定項目

- ① 電源特定メニュー分の控除（望ましい行為）
- ② 電源特定メニュー分を控除しない場合

(4) その他の改定項目

- ① 特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示

2. Switchingの期間中における取戻し営業行為について

委員会は、平成30年12月、小売電気事業者における公正な競争を促進する観点から、Switching情報を利用した「取戻し営業」について、何らかのルール整備を検討すべきではないか、という観点から検討を行い、需要家が小売電気事業者の切替えを行う際のSwitching期間中における取戻し営業行為について、「電力の小売営業に関する指針」の改定案を建議した。

改定案の主な内容

(1) Switching期間において取戻し営業行為を行うこと

需要家が切替え後の小売電気事業者にSwitchingを申し込んでから、Switchingが完了し、切替え後の小売電気事業者による小売供給が開始されるまでの間（以下「Switching期間」という。）に、切替え前の小売電気事業者が、当該需要家が切替え後の小売電気事業者へのSwitchingを申し込んだ旨の情報（以下「Switching情報」という。）を知りながら、当該需要家が既に申し込んだSwitchingを撤回させることを目的とする行為（ただし、需要家の要請を受けて行う場合を除く。以下「取戻し営業行為」という。）を行うことは、これによりス

スイッチングを阻害し、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあり、問題となる行為と位置付ける。

(2) 社内管理体制の構築

小売電気事業者においては、取戻し営業行為を防止するため、スイッチング情報についての社内の情報管理体制の構築、営業活動に関わる役職員に対する社内教育、取戻し営業行為に関し問題となる行為等についての周知徹底など、取戻し営業行為の防止に関する適切な社内管理体制を構築することを望ましい行為と位置付ける。

第3 電気の経過措置料金の解除に関する検討

【本項目の概要】

- 指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準のあり方及び当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価等について、大臣に意見を回答した。

電気の小売事業は、平成28年4月に全面自由化されたが、低圧分野（家庭用等）については、経過措置として旧一般電気事業者の規制料金（「経過措置料金」）も存続させることとされた。この経過措置は、平成32年4月（送配電分離）以降、供給区域ごとに競争状態を見極め、解除していく仕組みとなっている。

委員会は経済産業大臣から、この解除の基準等について意見の求め（平成30年9月）を受け、「電気の経過措置料金に関する専門会合」（座長：泉水文雄神戸大学大学院法学研究科教授）を設置し、9回にわたって専門的観点から調査・審議を行い、その結果を取り纏めた。その内容を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は平成31年4月に以下のとおり、経済産業大臣に意見を回答した。

○経済産業大臣への意見回答の内容

指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準

- 判断に当たっては、以下の3つの考慮要素の状況を総合判断したうえで、供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合は指定する（解除しない）こととする。

(1) 消費者等の状況

(2) 競争者による競争圧力

(3) 競争環境の持続性

当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価

- すべての供給区域において、平成32年4月の時点においては、経過措置料金を存続させることが適当と考えられる。
- 東京電力エナジーパートナー及び関西電力の供給区域においては、消費者等の状況については一定の充足が認められるものの、競争者による競争圧力については、有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、現時点での競争圧力は不十分であり、競争環境の持続性についても、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気調達に係る公平性についての懸念が存在。
- その他の供給区域においては、消費者等の状況については一定の充足が認められるものの、東京電力エナジーパートナー及び関西電力区域と比較するとまだ十分とは認められず、競争者による競争圧力についても、有力で独立した小売電気事業者が見当たらず、現時点での競争圧力は不十分であり、競争環境の持続性についても、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気調達に係る公平性についての懸念が存在。

実効的な事後監視の仕組みとその他必要と考えられる事項

- 電気の利用者に不測の損害が生じることを防止する観点から、経過措置料金の撤廃後においても、当面3年間程度、地位濫用行為の有無について特に積極的に監視する必要がある。
- 小売市場における新規参入を促し、競争を活性化させるためには、新規参入者の電源調達環境を改善するなど卸市場の活性化が不可欠である。

このため、みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売市場の競争を歪めるおそれがある不当な内部補助を防止するための方策がより一層、具体的に検討されることが必要であるのみならず、その他の競争促進策について引き続き推進していく必要がある。

- 小売市場における競争を活性化する観点から、電気の利用者がスイッチング先を円滑に選択できるための環境整備が有益である。こうした観点から、例えば、価格比較サイトの充実などを含め、実効的な競争基盤の整備に向けた検討を引き続き行っていく必要がある。

第4 発電側基本料金等の検討

【本項目の概要】

- 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力系統を取り巻く環境変化を踏まえ、託送料金を最大限抑制しつつ必要な投資を確保するため、発電側基本料金を令和5年度に導入することを目指すこととした。

制度設計専門会合では、平成27年秋以降、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力システム改革の進展など電力市場を取り巻く環境変化を踏まえ、検討を進めてきた。具体的には、平成28年7月の第9回制度設計専門会合において、それまでの検討内容を踏まえ、①発電事業者の負担の在り方、②小売事業者の負担の在り方、③ネットワーク利用の効率化の推進、と大きく3つに分けて論点整理を行うとともに、引き続き関係者の意見も聴きながら検討を深めていくこととした。平成28年9月、制度設計専門会合の下に送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（座長：横山明彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）が設置され、平成29年6月、今後の検討課題について示した「検討すべき論点」を公表した。その後、平成30年6月、全12回にわたる議論の結果を「中間とりまとめ」として公表するとともに、その内容を踏まえた今後の託送料金制度の見直しについて、経済産業大臣に建議した。

中間とりまとめにおいては、人口減少や省エネルギーの進展等による電力需要の伸び悩み、再生可能エネルギーの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大、送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の増大など、電力系統を取り巻く環境変化を踏まえ、託送料金を最大限抑制しつつ必要な投資を確保すべく、①送配電設備を利用する者の受益や送配電関連費用に与える影響に応じた公平、適切な費用負担の実現、②一般送配電事業者だけでなく、送配電設備の利用者である発電側・需要側両方に対して合理的なインセンティブが働く制度設計、といった2点を基本的な視座として、以下の4点を柱とする制度見直しの方向性を示した。

i) 発電側基本料金の導入

- 現行の託送料金原価の総額は変えず、従来、小売電気事業者側（需要側）にのみ負担を求めていた託送料金の一部について、その受益に応じて発電側にも負担を求めること

ii) 送配電関連設備への投資効率化や送電ロス削減に向けたインセンティブ設計

- 需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域の電源について発電側基本料金の負担額を軽減すること

iii) 電力需要の動向に応じた適切な固定費の回収方法

- 送配電関連費用のうち固定費に関する部分については、原則として基本料金で回収する方向で託送料金を見直すこと

iv) 送電ロスの補填に係る効率性と透明性の向上

- 一般送配電事業者に送電ロスに係る情報の公表、送電ロスの削減に向けた取組を促すとともに、送電ロスの調達・補填主体を小売電気事業者から一般送配電事業者へ移行することを基本として検討を深めること

発電側基本料金の導入を軸とする制度見直しについては、令和2年以降できるだけ早い時期を目標

に導入することを目指して、今後、制度の詳細について検討を深めていくこととしている。

※令和元年9月に開催された制度設計専門会合において、発電側基本料金は、令和5年度に導入することを目指すこととしている。

第5 託送供給等約款における送電ロスの取扱いの見直し

【本項目の概要】

- ・ 託送供給等約款に規定する送電ロスについて、スマートメーターの設置が完了するまでの間は毎年改定を申請するよう一般送配電事業者に要請した。

送電ロスの削減は、電力に係る全体コストの抑制につながる重要な取組であるところ、制度設計専門会合の下に設置された送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループの中間とりまとめ（平成30年6月）においては、「送電ロスの削減に向け、電圧別等の送電ロスの発生状況等を詳細に把握・公表し、透明性の向上を図る」とした上で、その具体策として、一般送配電事業者に情報の公表を求め、送電ロスの削減に向けた取り組みを促すとともに、「託送供給等約款上のロス率との乖離が大きい場合等にロス率の見直しを求める」とされていた。

これを受け、平成31年2月の第36回料金審査専門会合において、電圧別にみた送電ロスの発生状況（実績値）を確認したところ、大部分のエリア・電圧において、約款上のロス率が、実績値よりも上回っていることが確認された。

これを踏まえ、事務局においてさらに分析を深め、令和元年7月の第40回制度設計専門会合において、対応の方向性について議論した。具体的には、スマートメーターの設置が完了するまでの間は新電力と旧一電小売との間で需要インバランスの計算方法が異なるとされているところ、約款ロス率と実績ロス率とが乖離していると、新電力と旧一電小売との公平性が阻害されていることが確認されたため、できるだけ速やかにそうした状況を改善すべく、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、過去3年分の実績値の平均値を用いて、約款上の送電ロス率を毎年改定（一般送配電事業者が毎年約款改定を申請）することが適切との結論を得た。それを踏まえ、一般送配電事業者に速やかに改定を申請するよう要請した。

なお、スマートメーターの設置が完了した後の対応については、別途検討していくこととした。

※本要請を踏まえ、令和2年2月から各一般送配電事業者の託送供給等約款が改正された。

第6 一般送配電事業者による調整力の公募調達

【本項目の概要】

- 調整力の公募調達結果を踏まえ、令和2年度の公募に向けて改善すべき点について、一般送配電事業者に要請した。

平成28年4月1日に、電力小売全面自由化や新たなライセンス制の導入を定めた第2弾改正法が施行され、これまで旧一般電気事業者（以下、本項において「旧一電」という。）が自社の発電設備を用いて行ってきた、系統全体の周波数維持などの高品質な電力供給を確保する業務であるアンシラリーサービスは、一般送配電事業者が担うこととなった。また、一般送配電事業者は、アンシラリーサービスの実施に必要な電源などを調整力として発電事業者などから調達するとともに、その調整力の確保に必要なコストは託送料金で回収される仕組みとなった。この仕組みにより、発電事業者などによる競争が進み、多様な発電事業者などの参画による調達が可能な調整力の量の増大や、質の向上、一般送配電事業者による更なる効率的な調整力の活用が期待されている。

この仕組みは、一般送配電事業者による調整力の調達が公平性・透明性を確保した上で行われることを前提として機能するものであることから、平成28年度から行われている一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募などの公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要があるが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられていた。

このため、事前に一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示し、調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、委員会の下に設置した制度設計専門会合において、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法などをその内容とする「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」を取りまとめ、平成28年9月26日に委員会として経済産業大臣に対して建議を行った。

その後、本建議を踏まえ、経済産業大臣により、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（以下「公募ガイドライン」という。）が制定され、一般送配電事業者は当該考え方に基づき、調整力の公募調達を実施している。

○「公募ガイドライン」の主な内容

- 公募調達の実施に当たり、一般送配電事業者が説明すべき事項、契約期間、費用精算などの主な契約条件、落札の評価などの考え方
- 公募調達についての意見募集や公募調達の実施後における契約金額などの開示の考え方
- 公募調達の実施後に行う監視の在り方

委員会では、平成30年9月及び10月の制度設計専門会合において、太陽光発電等の大きな予測外れが発生した際に、一般送配電事業者が系統不足に対応できなくなることはないよう、スポット市場前に旧一電（発電・小売部門）に一定量の電源Ⅱを確保しておくよう要請した。広域機関から提案のあった電源Ⅱの事前予約のプロセスの改善について、透明性・公平性等の観点で望ましい方法であるか評価を行った。また、電源Ⅱの事前予約について、市場支配力を有する旧一電に対し、限界費用が高いユニットから登録を行うなどの規律を求めることとした。

平成 31 年 4 月の制度設計専門会合において、令和元年度向けの調整力公募結果を取りまとめ、前年度との変動要因を分析した。また、旧一電（発電・小売部門）がどのような考え方で電源 I に応札したか等を把握するため、各社に対し応札する電源の選定の考え方、及び応札価格設定の考え方を聴取し、妥当性を評価した。

令和元年 5 月の制度設計専門会合において、調整力公募の更なる改善の必要性などについて、発電事業者やネガワット事業者などに対してアンケート等を実施し、その結果を踏まえた公募の改善要請を一般送配電事業者に対して実施した。

その結果、令和元年 6 月の当委員会制度設計専門会合において、電源 I' の広域調達を実施する等の改善策が了承され、令和元年秋に実施される公募から当該改善策が実施されることとなった。

第7 インバランス料金制度の見直し

【本項目の概要】

- 令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度について、詳細の検討を行った。

平成30年12月に開催された資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会において、需給調整市場の創設にあわせて令和3年度からインバランス料金制度を改正する方針が示され、その詳細については、電力・ガス取引監視等委員会において、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関の協力を得つつ検討を進めることとされた。

これを受け、当委員会制度設計専門会合において、平成31年2月より、新たなインバランス料金制度の詳細について検討しているところ、令和元年7月までの議論をまとめると以下のとおり。

引き続き、当委員会制度設計専門会合において、資源エネルギー庁、電力広域的運営推進機関等の協力を得つつ、検討を進めていく。

※令和元年11月に開催された電力・ガス基本政策小委員会において、新たなインバランス料金制度の開始時期が令和4年度に延期された。

【新たなインバランス料金の詳細設計について（制度設計専門会合における令和元年7月までの議論のまとめ）】

1. 新たなインバランス料金の基本的考え方

インバランス料金は、実需給における過不足を精算する単価であり、価格シグナルのベースとなるもの。したがって、令和4年度以降のインバランス料金制度は、インバランスを発生させた者に合理的な負担を求める（発生させたインバランスが合理的な価格で精算される）とともに、系統利用者に適切なインセンティブを与えるものとなるよう、①インバランス料金が実需給の電気の価値を反映するようにし、②関連情報をタイムリーに公表することが重要。

こうした考え方に基づき、インバランス料金は、その時間における電気の価値を反映するよう、以下により算定する。

ア) インバランス料金はエリアごとに算定する。（調整力の広域運用は考慮）

イ) コマごとに、インバランス対応のために用いられた調整力の限界的な kWh 価格を引用する。（卸電力市場価格に基づく補正の仕組みも導入）

ウ) 需給ひっ迫時における不足インバランスは、系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保といったコスト増をもたらすことを踏まえ、そうした影響がインバランス料金に反映されるよう、需給ひっ迫時にはインバランス料金が上昇する仕組みを導入する。

2. インバランス料金の算定方法の詳細

（1）調整力の限界的な kWh 価格の引用方法

①広域運用された調整力の kWh 価格を引用

令和3年度以降の調整力の運用においては、インバランス対応は主に広域運用調整力によって対応さ

れることから、広域運用調整力の限界的な kWh 価格²⁾をインバランス料金に引用することとする。この場合、広域運用されたエリアすべてが同一のインバランス料金となる。(エリア分断時の取扱いについては、以下④に記載。)

②各コマの限界的な kWh 価格の決定方法

調整力の広域運用は、令和3年度からは15分ごとの指令、令和5年度からは5分ごとの指令によって運用される予定。したがって、30分コマ内に、前半15分と後半15分の二つの限界的な kWh 価格が存在することになる。(令和5年度以降は5分ごと6つの限界的な kWh 価格が存在することとなる。)

30分コマのインバランス料金は、そのコマでさらに1 kWhのインバランスが増えた場合に生じる費用の増減(30分全体の限界的な費用)を反映させることが適切と考えられることから、各15分の限界的な kWh 価格を各15分におけるインバランス量によって加重平均して得られる値をインバランス料金に引用することとする。

30分コマ内で上げ指令と下げ指令が両者存在したケースでは、上げ指令の価格が高い方と下げ指令の価格が低い方とから同量を相殺し、残ったものの限界的な kWh 価格を加重平均することとする。

③広域運用調整力への指令がゼロであった場合の扱い

広域エリア合計でのインバランスが小さく、広域運用調整力の指令量がゼロの場合、当該エリアのインバランス料金は、指令されなかった上げ調整力の最も安い kWh 価格と、指令されなかった下げ調整の最も高い kWh 価格の平均を引用する。

④エリア分断時の扱い

調整力の広域運用において、連系線に空き容量がなく分断があった場合³⁾は、分断されたエリアごとに広域運用された調整力の限界的な kWh 価格を引用する。

(2) 卸市場価格による補正インバランス料金

電源 I など、登録された調整力 kWh 価格が必ずしもその時点の需給状況を考慮されたものとなっていない場合があり、そのため、稼働した調整力の限界的な kWh 価格が電気の価値を適切に反映しない場合があり得る。こうしたことから、卸市場価格との関係が逆転する場合においては、以下の補正を行う。

²⁾ 限界的な kWh 価格＝上げ調整においては最も高い kWh 価格、下げ調整においては最も低い kWh 価格

³⁾ 分断の判断は、あるエリアで予測されたインバランスの全量が広域運用調整力によって対応できなかった場合、そのエリアは分断されたものと見なすこととする。

	系統余剰のとき	系統不足のとき
余剰インバランス料金	調整力kWh価格 又は卸市場価格 P (低い方)	限界的な調整力 kWh価格
不足インバランス料金	限界的な調整力 kWh価格	調整力kWh価格 又は卸市場価格 P (高い方)

上表において P は、当面の間、卸電力市場（時間前市場）における取引の実需給に近い取引から異なる 5 事業者・5 取引分の価格の平均価格を用いることとする。

調整力の広域運用が分断した場合は、分断したエリア毎に算定する。

系統余剰／系統不足の判断は、広域調整力の指令量に基づいて判断することが適当と考えられるが、今後実務面等を踏まえて決定する。

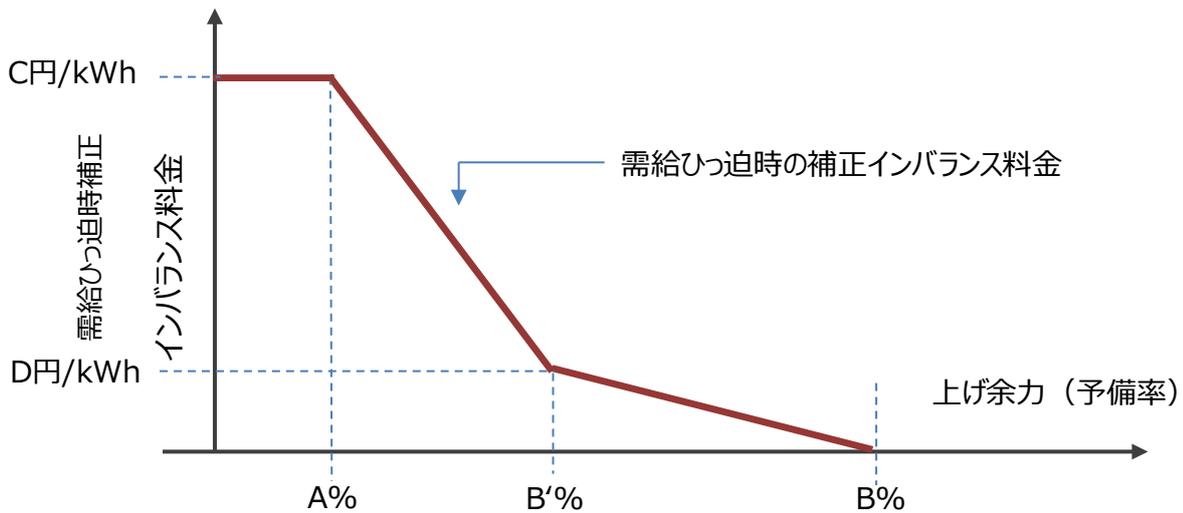
（3）太陽光等の出力抑制のケースの扱い

太陽光・風力の出力抑制が行われているコマにおける系統余剰の発生は、実質的に限界費用 0 円/kWh の太陽光等を下げていると見なすことが適当であると考えられる。したがって、太陽光等の出力抑制が行われているコマで系統余剰となった場合については、実際に稼働した調整力の kWh 価格を引用するのではなく、インバランス料金を 0 円/kWh とする。なお、系統余剰／系統不足の判断は、広域調整力の指令量に基づいて判断することが適当と考えられるが、今後実務面等を踏まえて決定する。

（4）需給ひっ迫時補正インバランス料金

需給ひっ迫時、すなわち一般送配電事業者が用いることができる「上げ余力」が少ない状況での不足インバランスは、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながるもの。したがって、需給ひっ迫時、すなわち「上げ余力」が一定値以下になった場合には、そうした影響（コスト増）をインバランス料金に反映させ、系統利用者に対する適切なインセンティブとなるよう、料金を上昇させることで、需給の改善を促していくことが適当である。

このため、以下のような直線的な式に基づき、そのコマの「上げ余力」に対応する需給ひっ迫時補正インバランス料金を決定し、これが、上述（1）調整力の限界的な kWh 価格または（2）卸市場価格による補正インバランス料金よりも高い場合は、この価格を当該コマのインバランス料金とする。



上図におけるA～Dの具体的な数値の設定については、令和3年度から調整力の広域運用が開始されること等を考慮して今後検討を深めていくこととするが、それぞれ、以下のような考え方がありえる。

A：これ以上「上げ余力」を減らすことは許されない水準として、需要家に痛みのある協力を求める対策のタイミングを参考とする。

B：「上げ余力」が不足するリスクに備えて対策を講じ始める水準として、通常時には用いない供給力である電源I'を発動し始めるタイミングを参考とする。

B'：B～B'までは、確保済みの電源I'で対応すると考えられる水準。したがって、B'は、これ以上予備率が低下すると新たな供給力を追加的に確保することが必要になり始める水準として、電源I'の発動が確実となる水準を参考とする。

C：緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格として、新たにDRを追加的に確保するのに必要となる価格を参考とする。

D：確保済みの電源I'のコストを参考とする。

上図における「上げ余力」は、調整力の広域運用が行われるエリア毎に、以下の式により算出することが合理的と考えられる。その詳細については、今後検討する。

$$\text{上げ余力} = \frac{\text{広域エリア内の一般送配電事業者が活用可能な供給余力 (応動時間が一定以下のもの)}}{\text{当該コマの広域エリア需要}}$$

なお、各コマの需給ひっ迫時補正インバランス料金の算定に用いる「上げ余力」は、ゲートクローズ直後に一般送配電事業者が公表する予測値を用いることが一案として考えられる。

(5) 沖縄エリアにおけるインバランス料金

沖縄エリアは広域運用が導入されないことから、エリア内で稼働した調整力の限界的なkWh価格を引用してインバランス料金を算定する。

エリア内調整力は、インバランス対応と時間内変動対応の両方のために稼働することから、以下のよう
に算定することとする。

エリア内で稼働した調整力のうち、kWh 価格の高いものから順に一定量の加重平均価格を引用すること
とする。

30 分コマにおいて上げ調整と下げ調整が同時に行われた場合は、上げ調整の高い方から、下げ調整の
低い方から、どちらかの調整量がゼロになるまでそれぞれ相殺し、残った方の kWh 価格の高いものか
ら順に一定量の加重平均価格を引用することとする。

なお、上述（3）及び（4）については、沖縄エリアにも同様のルールを適用する。

3. タイムリーな情報公表の詳細

（1）情報公表の意義

インバランス料金が、その時間における電気の価値を反映することを踏まえ、以下の意義に基づき、関
連情報がタイムリーに公表されるべきである。

① 需給バランス確保の円滑化を通じた安定供給の確保

システムの需給状況やインバランスの発生状況、インバランス料金に関する情報をタイムリーに提供する
ことにより、系統利用者が最新の状況を踏まえて自らの需要予測を精査し、市場取引などを通じて調達
量を調整することを促進する。

② 電気の有効利用の促進・新たなビジネスモデルの育成

インバランス料金（＝リアルタイムの電気の価格）に関する情報をタイムリーに公表することで、状
況変化があった場合にそれが速やかに時間前市場価格等に反映されることを促進する。今後、需給の状
況変化に応じて電気の消費・供給・充放電を変化させるといった分散型の取組が拡大するための環境を
整備する。

③ 適正な競争の確保（情報格差の防止）

電力市場における適正な競争を確保する観点から、一部の者（調整力提供者）のみがインバランス料
金の予測に資する情報を持つことがないようにする。

④ インバランス精算の透明性の確保

インバランス料金が適正に算定されているか検証できるようにする。

（2）公表されるべき情報の項目及びタイミング

① 系統の需給に関する情報

系統の需給状況は、系統利用者が最新の状況を踏まえてインバランス料金を予測し、市場取引などを通
じて自らの計画をより合理的なものとする上で重要な情報となる。

エリアの需要に関する情報

項目名	公表のタイミング
エリア総需要量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア総需要量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア総需要量（需要 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表

エリアの発電に関する情報

項目名	公表のタイミング
エリア総発電量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア総発電量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア総発電量（発電 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表
エリア風力・太陽光発電量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア風力・太陽光発電量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア太陽光・風力発電量（発電 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表

※風力発電量については、エリア内の導入量等を踏まえ、段階的な対応を検討。

エリアの需給状況に関する情報

項目名	公表のタイミング
連系線の空き容量	状況変化に基づき随時公表
発電ユニット等の停止情報	状況変化に基づき随時公表
広域エリア供給力/上げ余力（需給ひっ迫時補正料金の算定諸元・実績値）	GC 後速やかに公表（実需給前まで）
広域エリア供給力/上げ余力（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表

②インバランス料金に関する情報

インバランス料金の情報は、系統利用者が最新の状況を把握する上で不可欠な情報であるとともに、その算定根拠を公表することでインバランス料金の透明性を確保することに資する。

項目名	公表のタイミング
インバランス料金	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
広域運用調整力の指令量（=インバランス量）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
インバランス料金の算定根拠（指令した調整力の限界的な kWh 価格及び補正料金の詳細）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）

③調整力に関する情報

調整力の稼働情報は、系統利用者がインバランス料金を予測する上で重要な情報であるとともに、一部の者（調整力提供者）のみがその情報を持つことがないよう、公表を行うことが適正な競争の確保に資する。

項目名	公表のタイミング
広域運用調整力の指令量	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
指令した調整力の限界的な kWh 価格（=インバランス料金の算定根拠）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）

広域運用システムに登録された調整力の詳細（各ユニットの上げ代・下げ代や kWh 価格、いわゆるメリットオーダー）

公表によって競争に及ぼす影響などを考慮しつつ、公表のあり方・方法等について引き続き検討を行う。

第8 法的分離に併せて導入される行為規制の詳細についての検討

【本項目の概要】

- 行為規制に係る「適正な電力取引についての指針」の改定について、その案を作成し、パブリックコメントを実施した。

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、送配電部門の中立性を一層確保するため、令和2年度から一般送配電事業者と送電事業者の法的分離を実施し、あわせて、一般送配電事業者とその特定関係事業者（以下「一般送電事業者等」という。）及び送電事業者とその特定関係事業者（以下「送電事業者等」という。）に行為規制を導入することが規定されたところ、その詳細は経済産業省令に定めることとされている。

これを受け、当委員会制度設計専門会合において一般送配電事業者等及び送電事業者等にかかる行為規制の詳細や監視の在り方等について議論を行い、平成30年4月23日に、「一般送配電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」をとりまとめた。また、平成30年5月29日に、送電事業者の行為規制の詳細等についてとりまとめた。その後委員会は、平成30年6月18日に、それらの内容を踏まえた経済産業省令の改正を経済産業大臣に建議した（平成30年12月に電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）の改正が行われた。）。

そのとりまとめの内容については省令に反映するものに加えて、「適正な電力取引についての指針」（以下、「本指針」という。）に反映すべきと考えられるものがあることから、そのとりまとめの内容や制度設計専門会合における議論を踏まえて、その改定案を作成し、令和元年6月28日から7月29日の間、パブリックコメントを実施した。

※パブリックコメントにおいては、計10件の意見が寄せられたところ、本指針改定案を修正する必要はないと考えられたため、令和元年9月6日に改定案のとおり本指針を改定することを経済産業大臣に建議した。その後、令和元年9月27日に、改定案のとおり本指針が改定された。

○「適正な電力取引についての指針」に追記される項目（例）

- 一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で兼職を行う者がいる場合、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会へ説明するとともに、年1回程度、その業務内容等を一般に公表することが望ましい旨
- 取締役等の兼職禁止の例外となるかどうかを判断する視点の詳細
- 一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で人事交流を行う場合には、社内規程等により行動規範を作成することが望ましい旨
- 一般送配電事業者は、電柱に埋め込まれたサイズの小さい表示板等に刻印された商号等（法的分離前に設置されたもの）については、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」として、引き続き用いることができる旨
- 一般送配電事業者からその特定関係事業者への送配電等業務の委託禁止の例外にあたるかどうかの判断基準の詳細

第3章 ガスの適正な取引の確保のための厳正な監視など

第1 ガス小売取引の監視等

【本項目の概要】

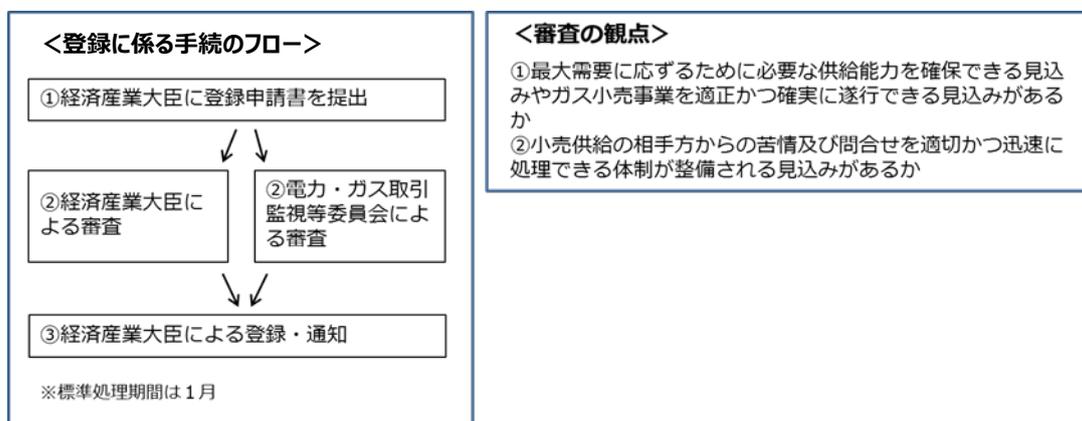
- ガス小売登録について審査し、これまで1,404件が登録された。
- 平成30年9月1日～令和元年8月31日の期間におけるガス小売事業者の業務実施状況について、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- 平成29年度のガス小売規制料金について事後評価を実施し、対象事業者7社について値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨、平成30年12月に大臣に意見回答を行った。
- ガス小売料金の特別な事後監視の結果、平成30年9月～令和元年8月においては、2社に対して文書指導を行った。

1. ガス小売事業者の登録に係る審査

ガス小売事業者の登録に係る審査に当たっては、主に委員会が、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、資源エネルギー庁が、「最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるか」という視点から、それぞれ審査を行っている。

令和元年8月末までに、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、1,404件が登録されている。

○登録に係る手続のフローと登録審査の観点



2. ガスの小売取引の監視

平成29年4月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。委員会は、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家に対する説明の状況や契約の形態・内容などについて、事業者の営業活動の監視を行い、必要に応じ、指導等を行っている。

平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間においては、ガス小売事業者の業務実施状況について、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。

3. ガス小売料金の事後評価及び特別な事後監視

ガスの小売料金については平成 29 年 4 月に自由化されたものの、競争が不十分であると認められた地域については、需要家利益の保護の観点から経済産業大臣が指定を行い、経過措置として料金規制を継続している。これらの経過措置として規制しているガス小売料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。また、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたみなしガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が 50% を超える事業者を対象として、当該旧供給区域等の料金水準について報告徴収を行い、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないか確認をする「特別な事後監視」を行っている。

○規制料金が存続している地域

令和元年 8 月末時点 9 地域

本省／担当局	事業者
本省	東京瓦斯株式会社 (東京地区等)
	大阪瓦斯株式会社
	東邦瓦斯株式会社
関東	京葉瓦斯株式会社
	京和ガス株式会社
	日本瓦斯株式会社 (南平台・初山地区)
	熱海瓦斯株式会社
近畿	河内長野ガス株式会社
九州	南海ガス株式会社

(1) 原価算定期間終了後のガス小売経過措置料金の事後評価

第 3 弾改正法附則の経過措置に基づくガス小売料金について、委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金審査専門会合において平成 29 年度の状況について評価及び確認を行い、平成 30 年 12 月、以下のとおりとりまとめた。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (20170329 資第 5 号) 第 2 (8) ④に照らし、経過措置料金の変更申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

【料金審査専門会合のとりまとめ】(平成 30 年 12 月)

<事後評価のポイント>

旧一般ガスみなしガス小売事業者全 9 社のうち、本省所管の対象事業者 1 社 (東邦ガス) ※に地方局所管の対象事業者 6 社 (京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガス) を加えた計 7 社について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20170329 資第 5 号) 第 2 (8) ④に基づく値下げ認可申請の必要がないか確認を行った。

※原価算定期間終了前の東京ガス及び料金改定表明済みの大阪ガス (平成 31 年 3 月に値下げ実施) は、事後評価の対象外。

<事後評価の結果>

第3弾改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第18条第1項の規定による供給約款などの変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第5号）第2（8）④に照らし、値下げ認可申請の必要は認められなかった。評価の詳細は以下のとおりであった。

○料金変更認可申請命令に係る審査基準

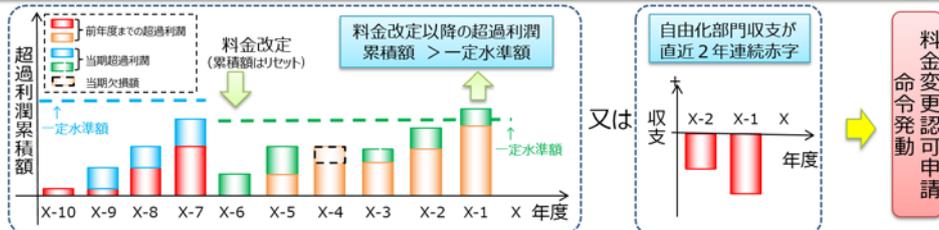
- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、<ステップ1> 規制部門のガス事業利益率による基準、<ステップ2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第3弾改正法附則第22条第4項に基づく料金変更認可申請命令の発動の可否の検討を行う（※1）。

※1：「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

<ステップ1> 規制部門のガス事業利益率による基準
→規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益/ガス事業収益）の直近3か年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近3か年度平均）
 - ② 旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の規制部門におけるガス事業利益率（過去10か年度平均）
- ①>②の場合→ステップ2へ

<ステップ2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準
→前回料金改定以降の超過利潤（≒当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



審査基準のステップI [ガス事業利益率による基準] では、個社の直近3か年度平均の利益率が9社10か年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガス及び熱海ガスの2社であった。ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2 [超過利潤累積額による基準] では、平成29年度末超過利潤累積額は一定水準額である指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を下回っており、ステップ2 [自由化部門の収支による基準] では、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。以上より、原価算定期間を終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者7社（東京ガス・大阪ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

○審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を行っていない日一般ガスみなしガス小売事業者7社（東京ガスおよび大阪ガス（※1）以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令の要否の検討対象となる事業者はなかった。

※1：東京ガスは原価算定期間が終了していないため、大阪ガスは原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を表明しているため事後評価の対象外。

(単位：百万円)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		12月決算			3月決算				9社
		京葉	京和	熱海	東邦	日本 (関東・南 平台地区)	河内長野	南海	
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準								
	3ヵ年度平均① ※2	4.2%	6.1%	7.0%	2.6%	△0.1%	4.0%	△2.2%	-
	9社10ヵ年度平均②								4.5%
	9社10ヵ年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	Yes	Yes	No	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準								
	平成28年度末超過利潤累積額③ ※3	-	15	△11	-	-	-	-	-
	平成29年度超過利潤④	-	43	△8	-	-	-	-	-
	平成29年度末超過利潤累積額⑤ = ③ + ④	-	59	△20	-	-	-	-	-
	一定水準額（事業報酬額または本支管投資額）⑥	-	※4 336	※4 243	-	-	-	-	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	-	No	No	-	-	-	-	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準								
	平成28年度⑦	-	+53	+39	-	-	-	-	-
平成29年度⑧	-	+76	+146	-	-	-	-	-	
2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	-	No	No	-	-	-	-	-	
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。)	No	No	No	No	No	No	No	-

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均

※3：平成28年度までの超過利潤累積額のうち旧進捗約款部分を除いた金額

※4：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を使用

※5：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

(出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)

以上を踏まえ、平成30年度の事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。また、各社においては、今後とも料金原価と直近実績の比較・経営効率化の状況・収支見通し等現行の経過措置料金に関連した分かりやすい情報提供に努めるとともに、安全対策・供給信頼度維持に不可欠な投資は最優先に実施した上で、引き続き経営効率化に真摯に取り組むことにより、コスト低減を進めていくべきであるとの評価を行った。

(2) ガス小売料金の特別な事後監視

総合エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（第29回）において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス及び簡易ガス利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用料を前提としたガス料金）を、3年間監視することとされた。このため、委員会においてはこれらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。

この結果、平成30年9月～令和元年8月においては、次の2社に対し文書指導を行った。

A社：将来予定している設備の更新費用等を回収することを理由に値上げを実施したが、設備の法定耐用年数を大きく下回る期間で費用回収する料金改定であり、現在の需要家に過大な負担となっていることが認められたため、「合理的でない値上げ」に該当すると判断し、法定耐用年数を踏まえ料金を改定することを指導した。また当該料金改定の際に需要家に対する説明が十分に行われていなかったことから、需要家に対する十分な説明並びに書面交付を行うことを指導した。

B社：料金改定の際に需要家に対する説明が十分に行われていなかったことが確認されたため、需要家に対する十分な説明及び書面交付を行うことを指導した。

○特別な事後監視の概要

対象事業者

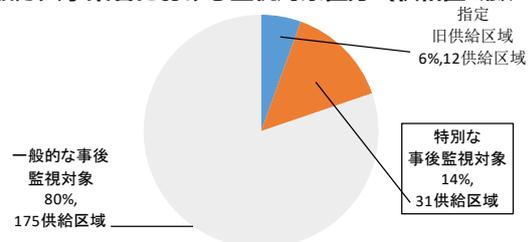
・経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス（簡易ガス）利用率が50%を超える事業者

- 旧一般ガス事業者：24事業者31供給区域（全203事業者218供給区域）
- 旧簡易ガス事業者：341事業者1,062団地（全1,375事業者7,432団地）

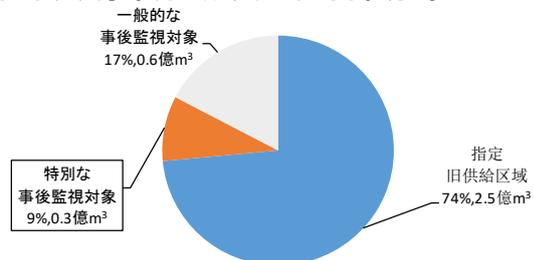
対象期間

・小売全面自由化後3年間とする。ただし、当該事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、期間を3年間延長する。

旧一般ガス事業者における監視対象区分（供給区域数ベース）



旧一般ガス事業者における監視対象区分（販売量ベース）



第2 ガス導管事業者等の監査

【本項目の概要】

- ガス導管事業者等の平成29事業年度の事業について監査を行い、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行為」及び「約款の運用等」を重点的に確認した。このうち110事業者に対し、338件の指摘事項について所要の指導を行った。

監視等委員会は、ガス事業法第170条及び第3弾改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者234社の平成29事業年度の事業について監査を行った。

今回の監査においては、重点監査項目として、平成29年4月からのガスの小売全面自由化による制度改正を踏まえ、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行為」及び「約款の運用等」について、重点的に確認した。

その結果、ガス事業法第178条第1項及び第3弾改正法附則第37条第1項に基づく一般ガス導管事業者などに対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び第3弾改正法附則第38条第1項に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、110事業者に対し、338件の指摘事項について所要の指導を行った。

○指摘事項の内訳

(単位：円)

指摘事項	件数
① 約款の運用等に関する監査	0
② 財務諸表に関する監査	31
③ 部門別収支に関する監査	5
④ 託送供給収支に関する監査	302
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	0
合計	338

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
1~3	託送収支財務諸表部門別収支	「需要開発費」の計上誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「需要調査・開拓費」に、「需要開発費」に係る費用が誤って計上されていた。 ②託送収支計算書の「その他経費」に計上すべき導管部門における需要開発費について、一部計上漏れがあった。	ガス事業会計規則、ガス事業託送供給収支計算規則及びみなしガス小売事業者部門別収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則別表第1 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1) みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 2. (1)、(2)、4
4	託送収支	「ガス過不足精算」の算定誤り	託送収支計算書の「その他託送収益」に含まれるガス過不足精算について、託送供給約款に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、託送供給約款「ガスの過不足の精算」では、「特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5%（約款附則の経過措置規定により、平成29年度は10%）を超過した場合の精算額は、託送供給依頼者が「起因者」に該当する場合においては、CIF価格を用いて算定する旨規定されているところ、誤って「起因者以外」に該当した場合に用いる「実費相当額」により算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) 託送供給約款 (ガスの過不足の精算)
5	託送収支	「事業税」の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）」は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者においては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
8	託送収支	事業者ルールの届け出漏れ	特別利益のうち、各機能に直課できない分の各機能への配賦において、ガス事業託送供給収支計算規則で定める「料金収入比」とは異なる「機能別金額比」により配賦を行っていたが、事業者ルールの届け出が行われていなかった。また、当該比率を用いて配賦している特別利益の大半は固定資産売却益であり、用いる比率としては「機能別金額比」よりも「固定資産金額比」の方が適切であった。	各機能に直課できない固定資産売却による特別利益については、事業者ルールを届け出たうえで「固定資産金額比」により各機能に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条
7	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書（託送収益明細表）の託送収益合計の「単価」欄について、記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則等に基づき、適正に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
8~10	託送収支財務諸表部門別収支	「役員給与」及び「給料」の費用計上誤り等	財務会計における「役員給与」及び「給料」の費用計上額の誤算により、託送収支計算書の費用計上額を誤って計算していた。また、関係部署間において、適切な託送収支計算書を作成するために必要な情報共有がなされていないなど、内部統制が十分なものとなっていなかった。	託送収支計算書の作成において、正しい財務会計値をもって計算を行うべきである。また、適切な託送収支計算書を作成する上で、関係部署間で必要な情報共有を行うなど、内部統制の見直しを行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条 ガス事業法第58条 ガス事業会計規則第2条第4項第4号 みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第2条第1項
11	託送収支	託送収支計算書の償却分区域外工事負担金収入の計上誤り	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」の内訳で整理する「（償却分区域外工事負担金収入）」に区域外工事負担金収入も含めて計上していた。ただし、内訳で整理する金額の表示上の誤りであり収支そのものに与える影響はない。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、償却分区域外工事負担金収入の集計を適正に行い、その他託送供給関連収益の内訳に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (7)
12	託送収支	託送収支計算書の脚注の記載漏れ	区域外工事負担金収入額を当期一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減価償却の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額を「その他託送供給関連収益」の内訳（償却分区域外工事負担金収入）で整理し、その旨を脚注として記載する必要があるが、この記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送収支計算書の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第1（注）2.
13	託送収支	補償料等収入の計上誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①補償料等収入として計上されるべき「高倍率割引料金」に係る未達補償料について、「その他託送供給関連収益」のうち「補償料等収入」への計上漏れがあった。 ②超過利潤計算書の「想定原価と実績費用の乖離額」を算定する際、想定原価の算定において託送供給関連部門総原価に原価算定時に控除した事業者間精算収益を加算すべきところ、実績額を加算していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) ②ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (8)
14	託送収支	「託送供給関連収益」の計上誤り	業務内容が託送供給関連ではない消費機器の定期保安業務を、託送供給関連収益として誤って計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
15	託送収支	「その他託送供給関連収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「その他託送収益」について、料金原価（控除収益）に繰り込まれている導管の買付料収入の実績があるにもかかわらず、計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送供給に係る収益を適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
18	託送収支	「事業税」の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）」は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者においては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準となる収入から事業者間精算費及び託送料を、託送収益から事業者間精算費をそれぞれ控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
17	託送収支	「運転資本」の算定誤り	託送資産明細表の「運転資本」の算定において、営業費総額から控除する現金支出を伴わない費用（固定資産売却差損）の算定誤りにより、運転資本の計上額に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
18	託送収支	合理的でない託送資産の算定	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の算定において、各機能に直課できない資産の各機能への配賦方法が、固定資産帳簿価額の比の算定と異なるなど、合理的な算定となっていない。具体的には、製造費、供給・販売費及び一般管理費（以下「項目」という）の固定資産帳簿価額を各機能に配賦する際、各機能に直課できない土地・建物等の資産について、各項目ごとの機能別直課比により各機能に配賦すべきところ、項目全ての機能別直課比により各機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
19	託送収支	「自社託送収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「自社託送収益」の算定において、本来、自己託送分として計上すべき附帯事業に係る託送収益について、一部計上漏れがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
20	託送収支	社内取引に係る補償料収入の算定誤り	「その他託送供給関連収益」のうち、社内取引に係る補償料収入の算定に当たり、託送供給約款を基にパーシャル計算を行うべきであるが、小売供給約款の補償料メニューを基に託送相当分を算定していた。	託送供給約款を基に社内取引に係る補償料収入のパーシャル計算を行うべきである。なお、過年度（平成25年度～平成28年度）の託送収支計算書においても同様の修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (5) ※
21	託送収支	「自社託送収益」のうち自己託送分の計上漏れ	自社が使用するガスについて、自己託送（自社ネットワーク部門以外が使用するガス）と自家消費（自社ネットワーク部門が使用するガス）に区分し、そのうち自己託送に区分したものを「自社託送収益」に計上すべきであるが、この計上が漏れていた。	自己託送分を適正に算定し、自社託送収益に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
22	託送収支	社内取引に係る需給調整費の算定誤り	社内取引に係る需給調整費の算定（託送料金原価に繰り込んだ需給調整費単価×必要調整力）に当たり、必要調整力を直近の託送料金原価に繰り込んだ原価算定期間計（3ヶ月）の値をそのまま用いて算定しており、託送収支計算期間相当分（平成29年4月～12月分）への補正を行っていないかった。	必要調整力を精査の上、社内取引に係る需給調整費の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
23	託送収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦するが、以下の配賦誤りがあった。 ①第二次配賦にてネットワーク部門の各機能にのみ再配賦すべき固定資産税及び修繕費の「供給販売部門管理」機能の金額を非ネットワーク部門の機能にも配賦していた。 ②第一次配賦にてネットワーク部門及び非ネットワーク部門の機能に配賦すべき固定資産除却費及び減価償却費の金額を「供給販売部門管理」機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
24	託送収支	一般管理費のコストプール整理先誤り	一般管理費の機能別項目への配賦に当たり、「社内監査関連」のコストプールに整理される労務費を「一般管理」のコストプールに誤って集計していた。これにより本来と異なるコストドライバーで機能別項目への配賦が行われていた。	コストプールの整理を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ② ※
25	託送収支	事業税の算定における託送収益比率の算定誤り	事業税の配賦比率として用いる「課税標準となる収入に対する託送収益の比（託送収益/課税標準となる収入）」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で事業税の配賦が行われていた。	課税標準となる収入に対する託送収益の比を適正に算定し、事業税の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4) ※
28	託送収支	料金収入比の算定誤り	「資金運用に係る営業外収益」及び「特別利益」の配賦比率として用いる「料金収入比（託送収益/ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額）」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦が行われていた。	料金収入比を適正に算定し、資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1) 及び (4) ※
27	託送収支	託送収支計算書における費用の算定誤り	12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則（平成18年経済産業省令第102号）に基づく託送費用（平成28年1月～3月分）と新ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づく託送費用（平成28年4月～12月分）の合計を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき事業年度の託送費用を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送費用の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第3条 ※
28	託送収支	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の集計において、需要家の保安に係る費用（内管保安費用）におけるネットワーク部門の人員数と需要家の保安に係る費用（消費機器に係る保安費用）における非ネットワーク部門の人員数を入れ違えて人員比を算定していた。これにより本来と異なる人員比で機能別項目への配賦をしていた。	機能別配賦係数の集計を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
29	託送収支	託送資産明細表（運転資本を除く）の算定誤り	託送資産（運転資本を除く）を期首期末平均により算定することとしている12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則（平成18年経済産業省令第102号）に基づく期首残高と新ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づく期末残高の平均を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき期首期末平均を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. ※
30	託送収支	託送資産明細書の運転資本における控除項目の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の控除項目（機械修繕費）の算定において、供給販売費の機能別展開における第二次配賦後（供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦する）の値により算定すべきところ、第一次配賦後の値により算定していた。	控除費用の抽出を適正に行い、運転資本の控除項目の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
31	託送収支	超過利潤黒積額管理表のうち当期超過利潤黒積額及び当期率離黒積額の算定誤り	託送収支計算の期中に託送料金を改定しているため、超過利潤黒積額管理表の当期超過利潤黒積額及び当期率離黒積額も当該改定以降の値となるよう補正する必要があるが、これを行っていないかった。	託送料金の改定を踏まえ、適正に超過利潤黒積額管理表における当期超過利潤黒積額及び当期率離黒積額の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (2) 及び (7)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
32	託送収支	営業外費用の内訳の整理先誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「その他」に整理する営業外費用を「雑支出等」に整理していた。これにより超過利潤計算書、超過利潤累積管理表及び内部留保相当額管理表にも影響が生じる。 ②託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の整理において、非ネットワーク部門の機能に直課する金額の計上漏れがあった。これにより託送資産の金額にも影響が生じる。 ③内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」は、前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきところ、誤った数値を記載していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に収支を整理の上、公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第2条※
33	託送収支	託送収支明細書の公表漏れ	託送収支計算書のうち「託送収支明細表」が公表されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送収支明細書の公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第8条第3項
34	託送収支	託送資産明細書の脚注の記載漏れ	託送資産明細書（運転資本を除く）の金額の算定方法（期首期末平均又は期末残高の額）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送資産明細書（運転資本を除く）の金額の算定方法の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2（注）2.
35	託送収支	超過利潤累積管理表の脚注の記載漏れ	超過利潤累積管理表の「一定水準額」の額の適用（託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は託送資産の期首期末平均額若しくは期末残高に事業報酬率を乗じて得た額）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に超過利潤累積管理表の「一定水準額」の額の適用の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第3第2表（注）1.
36	託送収支	託送収支明細書の記載誤り	託送収支計算書のうち託送収支明細表に記載の託送収支合計単価を間違えて記載していた。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
37	託送収支	資金調達に係る営業外費用の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(5)「資金調達に係る営業外費用」は、固定資産金額比を用いてガス事業に係る費用を計算すると規定しているが、料金収入比を用いて計算していた。	ガス事業託送収支計算規則に従い、固定資産金額比を用いて計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(5)
38	託送収支	事業者間精算収益の計上誤り	事業者間精算収益に計上すべき収益分が、託送収益に計上されていた。また、当該収益の算定に用いる単価及び契約最大時間量に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(3)
39	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）」とされ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者にあつては（中略）」「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	託送収支に計上すべき事業税の算定において、課税標準から控除すべき事業者間精算費分を控除し、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
40	託送収支	託送収支明細書の記載誤り	託送収支計算書のうち託送収支明細表に記載すべき自社託送収益単価が記載されていなかった。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
41	託送収支	託送資産明細書の記載誤り	託送資産明細書のうち建設仮勘定について、期首期末平均値を記載すべきところ、期末残高を記載していた。また、その算定方法について脚注に記載すべきところ記載が漏れていた。	託送資産明細書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第2
42	託送収支	設備勘定（有形）の算定誤り	設備勘定（有形）を取得原価により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期末残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
43	託送収支	建設仮勘定及び無形固定資産の算定誤り	建設仮勘定及び無形固定資産を期末残高により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期末残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
44	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益について、平成28年度の売上高により算定していた。	平成29年度の売上高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.(2)
45	託送収支	設備勘定（有形）の算定誤り	設備勘定（有形）について、改正前ガス事業法におけるガス小売料金改定の際のレートベースにより算定していた。	当該事業者は、託送供給約款制定の不要承認を受け、託送供給料金が存在しないことから、設備勘定（有形）については、期首期末平均又は期末残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
46	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本が計上されていなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
47	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益（雑収入）の算定過程における営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(2)
48	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定に当たり、託送供給関連部門に配賦する係数の算定が合理性を欠いていた。	託送供給に特定すべき費用を適切に計上した上で、固定資産金額比及び導管延長比に係る機能別配賦係数を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)
49	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益（雑収入）の算定過程における営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(2)
50	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.(1)
51	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.(1)
52	託送収支	建設仮勘定の算定誤り	建設仮勘定が計上されていなかった。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期末残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
53	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定過程において、託送供給に特定すべき費用を適正に計上していなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
54	託送収支	法人税等の算定誤り	税引前託送供給関連部門当期純損失を生じているにもかかわらず、法人税等が零として計上されていなかった。	法人税等については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)
55	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (1)
56	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
57	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
58	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	特別損失のうちガス事業に係る費用を整理する際に、本支管充当分を誤って除外していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
59	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
60	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
61	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
62	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
63	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
64	託送収支	託送費用の算定誤り	製造用のホルダー費用を含めて算定していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
65	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場（導管の圧力制御に関する費用に限る。）以外のその他工場原価を含めて誤って算定していた。併せて託送供給量も誤っていた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精査の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
66	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
67	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
68	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
69	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、事実が無いLNG圧送原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精査の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
70	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
71	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
72	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
73	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
74	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
75	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
76	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
77	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
78	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、租税課金の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
79	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
80	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場（導管の圧力制御に関する費用に限る。）以外のその他工場原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精査の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
81	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
82	託送収支	託送資産の算定漏れ	託送資産の算定を行っていない。	省令に基づき、託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
83	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
84	託送収支	託送資産の算定誤り	中間圧ガスホルダー、昇圧用コンプレッサー及びガバナを需要家共通の資産として誤って整理していた。	託送資産の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
85	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、修繕費の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
86	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価へ配賦する際に、配賦先誤りや配賦漏れがあった。	算定方法を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
87	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
88	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
89	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管以外の投資額を算入する誤りがあった。	本支管投資額のみ計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
90	託送収支	事業者が定める算定方法一覽表の記載漏れ	算定調達に係る営業外費用、営業外収益の雑収入について、事業者の定める算定方法に漏れがあった。	適正かつ合理的な範囲内で定められた算定方法のすべてを届出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条
91	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、託送料金届出時の費用と一致しない営業外費用項目を含めて誤って算定していた。	算入すべき営業外費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
92	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1~3.31のガス供給量が245(千m3)であるが、年間の供給量704(千m3)により算定されており、H29.4.1~12.31のガス供給量が459(千m3)であるが、年間の供給量704(千m3)により算定されていた。	1/1~3/31のガス供給量及び4/1~12/31のガス供給量のそれぞれで託送収益を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
93	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
94	託送収支	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦算定誤り	託送収益(3ヶ月分又は9ヶ月分)の占める売上高(1年分)の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って算定していた。	1/1~3/31の託送収益に占める1/1~3/31の売上高に占める割合及び4/1~12/31の託送収益に占める4/1~12/31の売上高に占める割合のそれぞれで料金収入比を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
95	託送収支	省令に基づく公表の遅延	12月決算事業者であるにも関わらず、7月20日に公表したものの。(2ヶ月遅延)	事業年度経過後4月以内に公表するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条
96	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、計算規則によらない方法(原料費へ事業者間精算費を加算、加熱燃料費へ使用ガス費を加算、事業者間精算費の原計上等)により算定していた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
97	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる業務区分に誤りがあった。	事業者の実情に応じて業務内容を区分した上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
98	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、供給販売費及び一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
99	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、事実が無い託送供給特定費用の帳簿価額及び取得原価を計上していた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
100	託送収支	事業税の算定方法の誤り	H29.1.1~3.31の託送収益に対する事業税の算定及びH29.4.1~12.31の託送収益に対する事業税の算定を行っていない。	1/1~3/31の託送収益及び4/1~12/31の託送収益のそれぞれで事業税を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
101	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、資金運用及び資金調達収益・費用を誤っていた。	ガス事業に係る収益・費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
102	託送収支	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦算定誤り	託送収益(3ヶ月分又は9ヶ月分)の占める売上高(1年分)の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って算定していた。	1/1~3/31の託送収益に占める1/1~3/31の売上高に占める割合及び4/1~12/31の託送収益に占める4/1~12/31の売上高に占める割合のそれぞれで料金収入比を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
103	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる費用(雑費、租税課金)を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
104	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
105	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
106	託送収支	法人税等の算定誤り	法定実行税率を用いて法人税等の算定を行っていない。	省令に基づき、法定実行税率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
107	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
108	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等補正額の算定にあつては、営業外費用(その他に限る。)、営業外収益(雑収入を除く。)等の金額に法定実行税率を乗じた算定すべきであるが、当該費用及び収益の算定が正しく行われていなかった。 具体的には、営業外費用(その他に限る。)に計上すべき費用(直近の料金改定時に料金原価に繰り込まれていない貸倒損失分)と、営業外収益(雑収入を除く。)に計上すべき収益(直近の料金改定時に控除項目として算入していない受取利息等)が、それぞれ計上されていなかった。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
109	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、利子補給金を料金原価に繰り込むため控除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
110	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1~12.31までの期間について、全て改正後のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益の算定を行っていた。	1/1~3/31までの期間は、改正前のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、承認事業者として算定し、4/1~12/31までの期間は、改正後のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、制定事業者として算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
111	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
112	託送収支	営業外費用のうち託送供給関連部門の費用の整理誤り	資金調達に係る営業外費用の託送供給関連部門の費用を算入する際に、根拠不明な金額を算入していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
113	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
114	託送収支	最終保障供給費用の誤算入	最終保障供給約款が適用された事実が無いが、最終保障供給費用を誤って計上していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
115	託送収支	営業外収益及び営業外費用の配賦算定誤り	営業外収益及び営業外費用を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
116	託送収支	旧省令・新省令の適用期間の誤り	H29.1.1~3.31までの期間は、旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により算定及びH29.4.1~12.31までの期間は、新省令に基づき、承認事業者として算定を行っていた。	H29.1.1~3.31までの期間を旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により託送収支を算定していたが、当該期間は新省令に基づき算定する必要があるため、H29.1.1~3.31までの期間を承認事業者として計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条
117	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
118	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先の誤りや教育費、租税課金の費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
119	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
120	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
121	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
122	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額を誤っていた。	算入すべき固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
123	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
124	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、受取利息、受取配当金を料金原価に織り込むため控除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定していた。また、料金原価に織り込んでいない為替差益、利子補給金、支払利息、為替差損等を算入して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
125	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
126	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
127	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
128	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、同じ業務内容であるが1～3月及び4～12月で異なる配賦基準により誤って配賦していた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
129	託送収支	営業外収益の配賦算定誤り	営業外収益を機能別原価へ配賦する際に、配賦先誤りがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
130	託送収支	連結託送に係る事業者間精算費用相当額の計上漏れ	事業者間精算契約を締結していないため、事業者間精算費用相当分が漏れていた。	事業者間精算費用相当分を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
131	託送収支	その他託送供給関連収益の算定誤り	その他託送供給関連収益の内、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入について、パーチャル計算し当該収益に計上していなかった。	その他託送供給関連収益については、計算規則において社内取引項目を含む託送供給に係る収益を整理することとされていることから、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入についても該当する場合は、パーチャル計算し当該収益に適切に計上するべきである。なお、確認の結果、該当がなく、結果として当該収益が「0」となったとしても、計算規則の規定は正しく理解するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) (6)
132	託送収支	託送資産明細書の作成（建設仮勘定）の誤り	託送資産の算定において、誤って前年度（28年度）の期首・期末簿価平均値を用いて、「建設仮勘定」に係る託送資産の額を算定していた。	託送資産の算定については、計算規則に基づき、毎事業年度決算確定値をもとに算定することになっていることから、当該年度（29年度）の期首・期末簿価平均値を用いて正しく算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
133	託送収支	その他託送供給関連収益への「補償料等収入」の計上漏れ	営業収益を算定する際、他社需要家に対する補償料等収入（契約最大払出ガス量超過補償料）があったにも拘わらず、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上していなかった。	補償料等収入がある場合は、計算規則に基づき、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) (6)
134	託送収支	一般管理費の算定誤り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除外して整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除外して算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
135	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期末残高の額で算定すべきところ、誤って期末の額で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期末残高で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
136	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画 第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
137	託送収支	一般管理費の算定誤り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除外して整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、事業税を除外して算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
138	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画 第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
139	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期末残高の額（帳簿価額）で算定すべきところ、誤って期末の額（取得原価）で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期末残高の額（帳簿価額）で算定するべきである。又は直近の託送供給料金算定時のレートベースによる算定をするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
140	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画 第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
141	託送収支	運転資本の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表2 2. に基づき行った運転資本の算定過程で控除すべき減価償却費、固定資産除却損の算定において、改正前の同規則により算定すべき控除費用（平成29年1月～3月分）について、製造需要費における託送関連費用（「LNG圧送費用」「その他工場費用（導管の圧送制御に関する費用）」）分を控除費用に含めていなかった。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
142	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の作成において、建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産を期首期末平均で算定する際の期首金額、期末金額に適用すべき金額が不適当である。	託送資産明細書の作成において、適切な期首金額、期末金額を用いて、建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産の期首期末平均を算出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
143	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本については、平成28年度託送資産明細書の運転資本金額とガス事業託送供給収支計算規則で算定した営業費等の1. 5月分の金額を平均して算定しており、算定方法が不適当であるとともに、算定に使用する営業費等について一般管理費に係る控除項目（減価償却費及び固定資産除却損）の控除が行われておらず不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
144	託送収支	一般管理費配賦に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門利益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する機能別原価項目の金額比に製造部門の費用が含まれておらず不適当である。	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門利益の整理について、省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2) ②

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
145	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、ガス事業託送供給収支計算規則で算定した自社託送費用の合計額が誤っていることから、同規則に基づき算定の際に使用したガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費用の割合に誤りがある。	自社託送収益のガス事業託送供給収支計算規則に基づく算定において、適切な自社託送費用の合計額を用いてガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費用の割合を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
148	託送収支	営業外費用の資金調達配賦に係る固定資産金額比の算定誤り	資金調達に係る営業外費用の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産金額比に製造部門の固定資産額が含まれておらず不適当である。	資金調達に係る営業外費用の整理について、新規規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産金額比に製造部門の固定資産額を含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)
147	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定について、自社託送収益の算定誤りにより、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定の際に使用した課税標準となる収入に対する託送収益の比率に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
148	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則及び改正後の同規則により整理した1年分の営業費等からそれぞれ1.5月分を算出し、その平均額を運転資本とする算定方法は不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1.5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
149	託送収支	事業者間精算費の取扱いの誤りによる機能別原価項目金額比の算定誤り	平成29年1月～3月分の供給販売費の整理において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則では発生しない費用である事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等に含めて算出する方法は不適当である。また、改正前の同規則に基づく一般管理費の整理について、上記により事業者間精算費を含めた機能別原価項目の金額比を使用して一般管理費を算定する方法は不適当である。さらに、雑収入、その他の営業外収益及びその他営業外費用の整理について、上記により各機能別原価項目の金額比に誤りがあり、更に事業税を託送供給特定費用に配賦し、機能別原価項目の金額比を算出する方法は不適当である。	託送収支計算書において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則に基づく供給販売費の整理において、事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めず算出すべきである。省令に規定された配賦基準（発生したる原因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ① ②、3. (2) (3) (7)
150	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則適用期間分の営業費等を考慮せずに、改正後の同規則で整理した1年分の営業費等だけを用いて運転資本を算定する方法は不適当である。また、固定資産除却損に撤去工事費を含む固定資産除却費を営業費等から控除するのは不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1.5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
151	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、適切な託送収支計算書の内容を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
152	託送収支	自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 1. に基づき行ったガス事業に係る託送収益の整理について、規則の改正日（平成29年4月1日）以後は、託送供給約款を定める非承認事業者であるに関わらず、承認事業者の算定方法を用いて、改正日を跨ぐ託送収益の整理を行うことは不適切であり、託送収益の算定に誤りがある。	託送収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則の改正日（平成29年4月1日）以後は託送供給約款を定める非承認事業者ではないため、自社託送収益は、承認事業者の算定方法を用いず、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送収益に相当する額として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.
153	託送収支	事業税の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 2. (4) に基づき行った事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、算定に使用する託送収益に不適当な値を用いており、算定された事業税に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
154	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 2. 及び3. に基づき行ったガス事業に係る費用の整理において、消耗品費の一部に計上漏れがあるとともに、同規則の改正日（平成29年4月1日）を跨ぐ消耗品費、賃借料、租税課金を算定する際に、適切に日数按分が行われておらず、供給販売費に誤りがある。また、算定に用いる供給販売費の機能別合計金額比に誤りがあることから一般管理費が適切に算定されていない。	計上漏れは計上し、規則の改正日を跨ぐ日数按分を適切に行い、供給販売費を適正に整理すべきである。また、適切な機能別合計金額比を用いて一般管理費を適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. 及び3.
155	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 3. (1) に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、料金収入比を算定する際に用いる“製品売上”又は“ガス事業売上”、“営業雑収益”及び“附帯事業収益”について、其々不適切な額を用いて、合計額を算定しており、また、その合計額に占める誤った託送収益の額の割合を“料金収入比”として算定していることから、営業外収益のうち“資金運用”が適切に算定されていない。	営業外収益の整理において、営業外収益のうち“資金運用”の算定する際に、適切な額を用いて合計額に占める託送収益の額の割合を“料金収入比”として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
158	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 3. (3) に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、営業外収益のうち“その他”が適正に算定されていない。また、同表3. (6) に基づき行った営業外収益のうち“雑支出等”も同様に適切に算定されていない。	省令に規定された配賦基準（発生したる原因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3) (6)
157	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 3. (4) 及び(8) に基づき行った特別利益及び特別損失の算定において、改正後の同規則のみで全額を整理する方法は不適当であり、また、誤った供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用しており、特別利益及び特別損失が適切に算定されていない。	特別利益及び特別損失の算定において、ガス事業託送供給計算規則および改正前の同規則に従い整理すべきであり、適正な供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用して特別利益及び損失を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (4) (8)
158	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書における対象固定資産の算定にあたり、期首残高の一部に誤った金額を用いて算定しているため、託送資産明細書に誤りがある。託送資産明細書に記載されている支管投資実績表について、記載額が一部誤っている。	対象固定資産の算定にあたり、適切な期首残高の金額を用いて算定すべきである。託送資産明細書に記載されている支管投資実績表について、実績を適切に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
159	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本の算定にあたり、改正日（平成29年4月1日）を跨ぐ事業年度の営業費等の算定処理が不適当であり、また、控除する一般管理費の減価償却費が適切に算定されていないため、運転資本が適正に算定されていない。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1.5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
180	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、適正な託送収支計算書の内容を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
161	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表第13.(3)に基づき行ったガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額をその他の営業外収益に含めて算出する方法は不適当である。	ガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額はその他の営業外収益に含めず算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(3)
162	託送収支	供給販売費及び営業外収益の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費及び営業外収益を機能別に配賦する際、一部の費目（修繕費、その他営業外収益）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（社員比、導管延長比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できない修繕費は固定資産金額比、直接配賦し難いその他営業外収益は機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①、3.(3)
163	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
164	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の控除項目（固定資産除却損）を除いていなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
165	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、労務費を支出していない関連会社社員の人員を含めて算定していた。	労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比は、労務費支出に係る人員をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
166	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に繰り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に繰り込まれた託送料金算定規則別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(2)
167	託送収支	特別利益の計上漏れ	ガス事業に係る特別利益が発生しているにもかかわらず、特別利益が託送関連部門の収益に整理されていなかった。	特別利益は、発生した主たる要因に応じて直接配賦又は料金収入比で、託送関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(4)
168	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、料金収入比を正しく計算した上で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(1)
168	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、長期前払費用ではない流動資産（前払費用）を長期前払費用として整理していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに正しく整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第21.
170	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、大口販売量を規制需要販売量に含めていた。	自社大口需要家からの託送収益は、大口販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価を乗じて算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11.(2)(4)※
171	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（労務費、電力料、水道料、旅費交通費、固定資産税、減価償却費）において、配賦係数の誤り、配賦漏れ等があり、定められた配賦基準で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準で、適正に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
172	託送収支	資金運用に係る営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、営業雑収益が含まれていなかった。	資金運用に係る営業外収益は、営業雑収益を正しく計上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(1)
173	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
174	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、決算前の労務費（建設労務費を含む労務費）を配賦していた。	労務費は、決算確定値をもとに配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.
175	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益を算定する際、ガス売上高（平成29年4～12月）の金額を誤っていた。	自社託送収益は、正しいガス売上高をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11.(2)
176	託送収支	一般管理費の機能別配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、事業税を含めていた。また、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	一般管理費は事業税を除いて配賦すべきで、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)⑤
177	託送収支	営業外収益及び営業外費用の機能別配賦係数の適用誤り	営業外収益及び営業外費用を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、固定資産金額比によって配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（発生した主たる要因に応じて直接配賦し難い場合においては機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(2)(3)(6)
178	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
179	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用（電力料）を直接配賦していなかった。また、託送費用として特定できない費用（検針票投函及び集金に係る業務を含む検針業務委託費用）を直接配賦していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
180	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)⑤
181	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、託送部門で使用されている無形固定資産の一部（電話加入権）が計上されていなかった。	託送部門で使用されている無形固定資産は、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第21.
182	託送収支	営業費用の配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であり、財務諸表上の営業費は供給販売費と一般管理費を併せて整理しているにもかかわらず、営業費用を機能別に配賦する際、供給販売費と一般管理費を分けて配賦していた。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を併せて整理している者は、ガス事業託送供給収支計算規則に定める供給販売費の配賦基準によって、供給販売費及び一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)⑤
183	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。また、託送費用として特定できる一部の費目（たな卸減耗費）を直接配賦していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できるものは直接配賦、特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)、(2)①

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
184	託送収支	営業外収益の機能別配賦係数の適用誤り	営業外収益を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦、これにより難しい場合は機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
185	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
188	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
187	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
188	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、有形固定資産は期末残高の額で算定していた。また、無形固定資産の計上が漏れていた。	託送資産は漏れなく計上し、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
189	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社規制需要家からの託送収益を算定する際、規制需要販売量の数量を誤っていた。	自社規制需要家からの託送収益は、正しい規制需要販売量をもとに算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第4 1 ※
190	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2) ※
191	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
192	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
193	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
194	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、利益に関連する金額を課税標準とする事業税（受注工事売上に係る事業税）を含めて配賦していた。	事業税は、利益に関連する金額を課税標準とするもの（受注工事売上）を除いて配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
195	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、誤った事業税額を用いて配賦していた。	事業税は、正しい事業税額を基に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
198	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる固定資産金額比の算定において、附帯事業に係る固定資産を誤って集計していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、適正に集計を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
197	託送収支	営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用の算定誤り	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用を、託送供給関連部門の収益及び費用に整理する際、附帯事業に係る収益及び費用が含まれていた。	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
198	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則別表第1 第3表に掲げるものに限り配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
198	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。また、無形固定資産は誤った金額をもとに算定していた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。また、正しい金額をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
200	託送収支	営業外収益及び営業外費用の算定誤り	営業外収益及び営業外費用が、ガス事業と附帯事業に適正に整理されていなかったため、ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用が正しく託送供給関連部門に配賦されていなかった。	ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用を正しく整理した上で、託送供給関連部門に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
201	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2) ※
202	託送収支	事業税の配賦誤り	全体の事業税を複数の事業場に分け、各事業場において事業税を課税標準額に対する託送収益の比で配賦しているところ、全体の事業税が各事業場の課税標準額と異なる割合で配賦されていた。	事業税を複数の事業場に分けて整理する場合、事業税は各事業場の課税標準額に応じた割合で分けた後、それぞれの課税標準額に対する託送収益の比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
203	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、自社託送費用比率（ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合）を算定する際、ガス事業に係る費用に製造費の一部（原材料費）が含まれていなかった。	自社託送費用比率を算定する際、ガス事業に係る費用は製造費を全て含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
204	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
205	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、託送収益を正しく計上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
206	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
207	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
208	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できない費用（検計票投函に係る業務を含む検計業務委託費用）を直接配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
209	託送収支	供給販売費及び営業外収益の算定誤り	固定資産価格は圧縮記帳（固定資産取得時の工事負担金等は控除）されているが、供給販売費の一部（減価償却費等）及びその他の営業外収益が、圧縮記帳前の金額をもとに算定されていた。	供給販売費及びその他の営業外収益は、圧縮記帳後の損益計算書等に計上された金額をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.、3. (3)
210	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の控除項目（減価償却費、固定資産除却損）を除外していなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
211	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、帳簿価額の期首期末平均を採用しているが、期首価額は工事負担金等を控除していない価額を使用していた。	固定資産取得価額は圧縮記帳（固定資産取得時の工事負担金等は控除）すべきであり、託送資産を算定する際の期首価額及び期末価額は、圧縮記帳した価額を使用すべきである。	ガス事業会計規則 第4条、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
212	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用（事業者間精算費）を直接配賦していなかった。また、機能別に配賦する係数（人員比、固定資産金額比）を誤って算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきである。また、託送費用として特定できない供給販売費を配賦する際の配賦基準は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2) ①
213	託送収支	一般管理費の機能別配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、一部費用の金額誤り、計上漏れ及び機能別原価項目金額比の集計誤りがあった。	一般管理費は決算確定値をもとに正確に計上した上で、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
214	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に繰り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に繰り込まれた託送料金算定規則別表第1 第3表に掲げるものに限りべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
215	託送収支	託送資産及び本支管投資額の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期末残高の額とされていた。また、平成27～29年度の本支管投資額は、誤った金額が計上されていた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期末残高の額によって算定すべきである。また、本支管投資額は正確な実績額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
218	託送収支	超過利潤額等の算定誤り	超過利潤額等を算定するにあたって、託送供給関連部門事業報酬額を算定する際の原価算定期間、法人税等補正額を算定する際の法定実効税率及び内部留保相当額を算定する際の前期末内部留保相当額を誤っていた。	超過利潤等は、ガス事業託送収支計算規則に基づき、正しい数値をもって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (1)、(5)、4. (1)
217	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いた人員比を、誤った人員数（総務部の人員を重複計上）で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
218	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益に営業外収益（ガス管破修繕代）を含めていた。	自社託送収益は、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきで、営業外収益とは分けて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
218	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金収入比を求める際、ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額のほかに、託送収益として整理した額を含めて算定していた。	資金運用に係る営業外収益に係る託送供給関連部門の整理は、規則で定められた適正な料金収入比により、整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
220	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
221	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
222	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の誤計上	契約最大払出ガス量超過補償料について、当月超過分を翌月徴収と約款で定めていたが、当月超過分を当月徴収したこととして計上されていた。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
223	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の託送供給収益、自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (1)、(2)、3. (1)、(2)、(3)
224	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
225	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
228	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (6)
227	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)、3. (1)、(2)、(3)
228	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)、3. (5)、(6)、(7)
229	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の託送資産算定時の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
281	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
282	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
283	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
284	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)、(3)
285	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
286	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
287	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
288	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
289	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
300	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
301	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
302	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書(運転資本を除く)の算定方法については、期首期末平均又は期末残高の額によらなければならないが、期末残高で算定していた。	託送資産明細書(運転資本を除く)は、期首期末平均又は期末残高のいずれかで算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
303	託送収支	本支管投資額実績表の算定誤り	会計年度が1～12月の事業者の本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から28年度の5年間であるが、平成25年度から29年度の額を記載していた。	本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から平成28年度の5年間とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
304	託送収支	超過利潤累積額管理表の算定誤り	本支管投資額実績表の直近実績の期間誤りと同様に、超過利潤累積額管理表の一定水準額を平成25年度から29年度の平均額を記載していた。	超過利潤累積額管理表の一定水準額は、平成24年度から平成28年度の5年平均額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (3)
305	託送収支	託送資産明細書の脚注の記載漏れ	託送資産明細書(運転資本を除く)の算定方法(期首期末平均又は期末残高の額)の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に託送資産明細書(運転資本を除く)の算定方法の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2 (注)2
306	託送収支	超過利潤累積額管理表の脚注の記載漏れ	超過利潤累積額管理表の一定水準額の適用(託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は期首期末平均額若しくは期末残高に事業報酬率を乗じて得た額のいずれか)の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に超過利潤累積額管理表の一定水準額の適用の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第3 第2表(注)1
307	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	旧簡易ガス用の用地で、現在不使用の空き地と、取得目的不明で、現在商業施設の用地として貸出している資産を供給設備として計上されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
308	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要開発目的で設置されているGHPを供給設備として計上されている。	需要側面に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
309	財務諸表	消失した資産の廃棄手続き漏れ	相当期間経過した消失資産を供給設備として計上している。	消失した資産は、速やかに除却するべきである。	ガス事業会計規則第6条
310	財務諸表	供給設備の耐用年数誤り	平成28年度以降、取得したPE管の耐用年数を22年で誤って整理していたため、減価償却費が過小となっていた。	法人税法の定める方法により、適切に整理するべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第39
311	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	社宅として貸与する土地を供給設備として計上されている。	供給に直設する設備と見なされない事から、業務設備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
312	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品(消費機器)を供給設備と計上している。	需要側面に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
313	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り及び供給設備と整理すべき資産の計上区分誤り	地区変圧器に供する土地及び、現在商業施設の用地として貸出している土地を業務設備として計上されている。	地区変圧器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきであり、商業施設の用地として貸出している土地は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
314	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	現在、他の事業者へ貸与するオートスタンド用の用地であるが、業務設備として計上されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
315	財務諸表	一般管理費への租税課金(事業税)の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は法人税等へまとめて誤って計上されている。	事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は、一般管理費の租税課金へ計上すべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
316	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要開発目的で取得した着ぐるみを供給設備として計上されている。	需要開発目的で取得した資産は、業務設備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
317	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	関係会社へ貸借する土地を業務設備として計上されている。	関係会社へ貸出している土地は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
318	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属する球形ガスホルダー等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産等は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
319	財務諸表	供給設備と整理すべき資産の計上区分誤り	地区変圧器に供する土地を製造設備として計上されている。	地区変圧器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
320	財務諸表	工事契約書面の作成漏れ	有形固定資産は適正な費用の額を計上すべきところ、低圧管を新設する工事及び供給管取付工事において、見積書徴収後、発注書及び注文請書の作成が漏れていた。	発注書面作成漏れにより適正性に欠けるため、改善すべきである。	ガス事業会計規則第3条

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
321	財務諸表	一般管理費への租税課金(事業税)の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
322	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属するガスメーター等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
323	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品(消費機器)を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
324	財務諸表	一般管理費への租税課金(事業税)の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
325	財務諸表	供給販売費へ計上すべき費用の計上区分誤り	ガスの供給販売に直接に要した費用と見込まれる「委託検計集金費」を一般管理費へ誤って計上されている。	「委託検計集金費」は、供給販売費の委託作業費へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
326	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	ガスの製造に直接又は間接に要した費用と見込まれる「ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料」を供給販売費へ誤って計上している。	ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料は、製造費の賃借料へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
327	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	旧製造工場に係る有形固定資産や使用見込みが無い地区整圧設備に係る有形固定資産を、それぞれ製造設備及び供給設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
328	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要家の敷地内に設置するロードヒーティング設備を供給設備として計上されている。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
329	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	使用見込みが無い有水式ガスホルダーを天然ガス採取設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
330	財務諸表	附帯事業の会計整理誤り	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業に係る収益及び費用を、営業外収益及び営業外費用として整理していた。	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業は附帯事業として、その内容を明示する科目を設けて整理すべきである。	ガス事業会計規則第13条
331	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産(導管等)に係る建設仮勘定が、建設工完了時期や使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り替えられていた。	建設仮勘定は、建設工完了前に使用を開始したとき又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
332	財務諸表	営業雑収益及び営業雑費用の整理誤り	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事について、収益及び費用を受注工事勘定として整理していた。	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事の収益及び費用はそれぞれ、営業雑収益の「その他営業雑収益」、営業雑費用の「その他営業雑費用」として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条第1項 別表第1
333	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産(導管等)に係る建設仮勘定が、建設工完了時期や使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り替えられていた。	建設仮勘定は、建設工完了前に使用を開始したとき又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
334	財務諸表	固定資産の整理誤り	貸借対照表において、有形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の額に一部誤りがあった。また、固定資産明細表においても有形固定資産及び長期前払費用の額に一部誤りがあった。	財務計算に関する諸表は、決算確定値をもとに正確に作成すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
335	財務諸表	営業費及び営業外費用の整理誤り	営業費明細表において、一部の費用がガス事業会計規則にない科目「経費分担金」として整理されていた。また、営業外費用の内訳がガス事業会計規則に定められた科目に整理されず、一括して「営業外費用」として整理されていた。	勘定科目の分類は、ガス事業会計規則に基づき整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
338	部門別収支	固定資産配賦係数及び減価償却費の算定誤り	固定資産帳簿価額比等の資産配賦係数について、上期末帳簿価額(期央帳簿価額)に基づき算定しているところ、卸供給設備のうち、当年度の2月、3月(平成30年2月、3月)に取得した設備につき、本来であれば上期末帳簿価額等に影響は与えないものの、集計シートの入力誤りにより、当年度上期に取得されたものとして上期末帳簿価額に影響を与えたとともに、減価償却費についても上期に取得されたものとして算定されていた。	単純な計算誤りであることから、部門別収支計算書策定にあたって修正すべきである。	-
337	部門別収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数(総務部の人員を重複計上)で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則 別表第1 2.(1)②
338	部門別収支	旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の収支配賦方法	製造費及び供給販売費の配賦誤り	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則に基づき、収益及び費用を整理すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 2.(1)

(注) ※を付した箇所は、改正前のガス事業託送供給収支計算規則(平成16年経済産業省令第102号)に基づく当該規定を含む。

第3 ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

【本項目の概要】

- 平成29年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、6社については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準額を超過していることを確認した。当該事業者からは、期日までに値下げ届出を行う予定との方針を聴取した。また、ガス導管事業者の収支管理を適正化するための経済産業省令等の改正に関する建議を行った。

ガス導管事業の効率化・料金の低廉化と質の高いガス供給サービスの維持・向上を促すことは、ガスの需要家の便益を高めるだけでなく、小売・製造事業者間の競争の活性化にも寄与し、エネルギー供給全体の生産性向上に資するものである。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金審査専門会合においてガス導管事業者の平成29年度の託送収支状況について評価及び確認を行い、平成31年3月、以下のとおりとりまとめた。

この結果を踏まえ、事後評価の対象事業者143社のうち6社（仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送）については、平成29年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過したことから、これらの事業者については、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当であること及び対象事業者全体の確認結果について、監視等委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見回答を行った。また、ガス導管事業者の収支管理を適正化するための経済産業省令等の改正に関する建議を行った。

【料金審査専門会合とりまとめ】（平成31年3月）

（1）託送収支の状況

①超過利潤が一定水準を超過した事業者

平成29年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（224社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（143社）について、平成29年度の収支状況等を評価した。

これら143社のうち、6社（仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送）については、平成29年度終了時点での超過利潤累積額が、変更認可申請命令の発動基準となる一定水準を超過したため、このまま令和2年4月1日までに託送供給約款料金の改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長の変更認可申請命令の対象となる可能性がある。各事業者に対応方針を聴取したところ、6社とも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

②大きな超過利潤が発生した事業者の評価

一定水準を超過した事業者以外にも、平成29年度の収支において比較的大きな超過利潤が発生した事業者があったことを踏まえ、4月～3月の会計年度を採用している事業者85社のうち、超過利潤が営業収益の5%以上であった22社（このうち、超過利潤が一定水準を超過したのは4社）について、その超過利潤の要因が一過性のものか継続する可能性が高いものかについて分析・評価を行った。

その結果、19社（超過利潤が一定水準を超過した4社を含む）については、来年度以降も平成29年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いと評価された。また、それ以外の3社については、平成29年度の超過利潤の発生は一過性である可能性があると評価された。

この結果を踏まえ、各事業者に対し、料金改定を含めた今後の方針について聴取したところ、超過利潤の継続性が高い19社のうち15社（超過利潤が一定水準を超過した4社を含む）及びそれ以外の3社のうち1社から、令和2年4月までに自主的に料金改定を実施する予定であるとの回答があった。

③制度改正後新たに原価算入された費用の状況について

事業者間精算費について、平成29年度実績費用と想定原価の比較を行ったところ、実績費用が想定原価から大きく離れた事業者が多くあった（実績費用が20%以上想定原価から下振れした事業者が11社、実績費用が想定原価の2倍以上となった事業者が2社）。

今回の分析を通じ、事業者間精算により収益を得ているガス導管事業者の一部には、小売供給、託送供給及び卸供給の合計が3に満たないことから託送供給約款の制定が免除されている特定ガス導管事業者があり、これらについてはストック管理・フロー管理が行われていない状況が明らかになった。これを適正化するため、関係する規定の改定を速やかに行うことが適当である。

需要調査・開拓費について、平成29年度の実績費用を想定原価と比較したところ、需要調査・開拓費を原価に計上していた全8社のうち、7社について実績費用が想定原価から下振れしていた。

④収支管理の更なる適正化に向けた対応

託送料金の適正性の観点からは、地域別または特定導管ごとのコストが適切に託送料金に反映される必要がある。地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者について、それぞれの単位で託送収支計算書等を作成するよう、関係する規定の改定を速やかに行うことが適当である。

(2) 効率化に向けた取組状況

①大手3社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）の取組状況

ガス導管事業の効率化を促進していく観点から、先進的な取組を行っていると思われる大手3社の取組状況を聴取し、特に効果の大きいものや先進的な取組の内容を確認した。

これらのうち、例えば、以下のような取組は、他のガス導管事業者への横展開が期待されるものであり、今後、これらの取組も参考にしつつ、各事業者において効率化に向けた取組が進められることが期待される。

- ・計測機器等の点検・部品交換頻度の見直し
- ・工法の工夫（中圧へのPE管導入、非開削工法の導入等）
- ・業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入、通信機能付きマイコンメーターの活用による検査コストの低減等）
- ・工事発注・契約手法の工夫（取引先からの費用低減提案の受け入れ、まとめ発注、施工条件変更時の単価事前設定による協議コストの低減等）
- ・行政区との交渉（掘削幅の削減、埋設深さの変更等） 等

②効率化取組の横展開に向けた方策

- ・中小事業者を含めた各ガス導管事業者の効率化を促進するために、大手3社の先進的な取組の具体的な内容や効果を取りまとめて公表し、事業者が自主的に取り入れるよう促した。
- ・日本ガス協会に、中小事業者等への技術的サポート等を行うよう依頼した。

(3) 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

①導管延伸の取組状況

今回の事後評価の対象となったガス導管事業者(143社)の、平成29年度の導管総延長の伸びは、全社の平均で、高压導管は平均1.91%、中圧導管は平均0.67%、低压導管は平均0.72%の伸びであった。

②メーター取付数及び供給区域拡張の状況

今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者(126社)の平成29年度のメーター取付数の伸びについては、85社が増加、3社が横ばい、38社が減少であった。また、各社の平成29年度の供給区域の拡張実績を分析したところ、42社が増加、84社が横ばいであった。

(4) 内管工事の取組状況(内管工事見積単価表及び内管工事収支の分析)

①標準モデルによる内管工事見積額の横比較

一般ガス導管事業者が実施する需要家の資産である内管の工事について、全社共通の見積条件(内管工事の標準モデル)に基づき、全ての一般ガス導管事業者(196社)に内管工事の参考見積を依頼した。その結果、各社の参考見積額の平均は13万円であったが、最低5千円から最高26万円まで、大きな幅があることを分析し、結果を公表した。

参考見積額が比較的高かった事業者については、他の事業者の参考見積額等を踏まえつつ、資材調達工夫など、効率化に取り組むことが期待される。

②内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者(126社)について、内管工事の平成27年度から平成29年度の収支状況を分析したところ、3年合計で収益が支出を上回った社が95社、下回った社が30社であった(平成27年度から平成29年度の内管工事の実績のない1社を除く)。また、内管工事の3年間の平均利益率が20%以上の事業者も存在した。

内管工事の3年平均利益率が10%以上で、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない25社に対し、利益率が高い理由を聴取したところ、「自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていなかったため、実際よりも収支上の利益率が高くなっていた」(13社)、「利益率が高いとは考えていない等」(12社)との回答があった。

第4章 ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 ガスにおけるスイッチング業務等の標準化

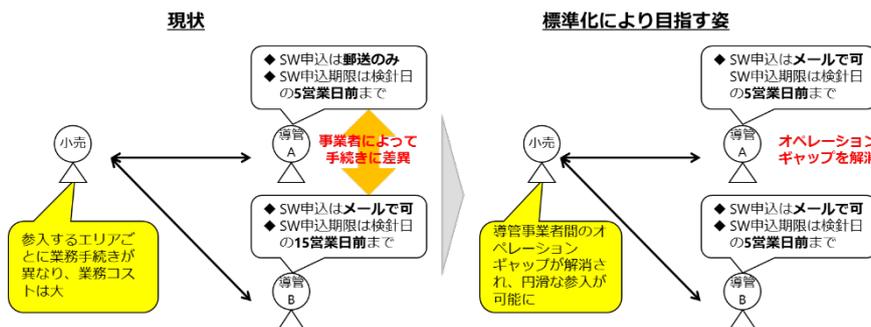
【本項目の概要】

- ガスのスイッチング業務のフロー等について、「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」を取りまとめ、平成31年3月に公表した。

ガス小売契約のスイッチング業務フロー等については、日本ガス協会（以下「JGA」という。）が主体となって標準化を進めてきたが、平成29年11月の第24回制度設専門会合において、実際にはスイッチング業務フロー等の標準化は不十分であり、ガス導管事業者毎に業務フローやフォーマットが異なることによって、複数のエリアに参入する事業者の業務コストの増加を招き、新規参入者の負担となっていると新規参入者より意見があった。

これを受けて、委員会事務局は、JGAが行ってきたスイッチング業務等の標準化状況と今後の対応方針を確認・整理するとともに、円滑なスイッチングの実現のため、スイッチング環境等の更なる整備を図ることを目的として、①業務フロー（各業務に必要な申込・報告等の手順、必要な様式を作業プロセスとともに明らかにしたフロー）、②要求情報（各様式でやりとりする情報項目）、③情報共有手段（各様式をやりとりするための手段）、④レイアウト（各様式のレイアウト）の標準化について、新小売事業者、JGAとも協議しつつ検討を進めた。その後、平成31年2月の制度設計専門会合における審議を経て「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」を取りまとめ、平成31年3月に委員会のウェブサイトで公表した。

○ガスのスイッチング標準化対象業務のとりまとめ



標準化対象の業務		各項目の検討方針	検討方針
業務名称	業務内容	情報共有手段	電子メール等の電磁的方法によるやりとりを前提とした標準的な手段を決定
SW業務	SW申込、廃止取次、マッチング報告等	業務フロー	左記業務の具体的な手順、必要な様式等を定めた標準的なフローを作成
開閉栓業務	託送開始・終了申込、開閉栓報告等	要求項目	業務フローの各様式で要求される標準的な項目について、「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき精査し決定
需要家情報変更業務	需要家名義、住所情報の変更等	レイアウト	各様式の標準的なレイアウトを作成

第2 LNG基地第三者利用の促進

【本項目の概要】

- 平成30年12月に、①製造設備の余力にかかる余力見通しの開示方法、②基地利用料金にかかる貯蔵量や払出量に応じた課金標準のあり方を明記するよう、「適正なガス取引についての指針」を改正することを大臣に建議した。また、基地利用に必要な情報を整理し、③事前検討申込時に過剰な情報を求めることの無いよう製造事業者に対して、適宜是正を求めた。

監視等委員会は、平成29年4月に整備されたLNG基地の第三者利用制度の利用促進に向け、制度設計専門会合（平成30年2月23日、4月23日、6月19日、9月20日及び10月23日開催）にて審議を行い、当審議会での議論を踏まえ、①製造設備の余力、②基地利用料金、③事前検討申込時に必要な情報について「適正なガス取引についての指針」の改定など必要な措置を講じることとした。

ガス卸選択肢の拡大による小売市場の競争促進の観点から、LNG基地の第三者利用制度が平成29年4月に整備されたが、利用を希望するあるいは利用する可能性のある事業者の一部から下記のような意見が寄せられたことから、委員会事務局は本制度の利用促進に向けて各事業者への個別ヒアリング、アンケート調査を重ね実態を把握するなど制度の改善を検討した。

- ① 製造設備の余力（情報開示が不十分、余力の判定方法が厳しい）
- ② 基地利用料金（情報開示が不十分、利用料金が高い）
- ③ 事前検討申込時に必要な情報（求められる情報が過剰）

その後、制度設計専門会合での4回の審議を経て、第34回制度設計専門会合（平成30年10月）において以下のとおり対応策をとりまとめた。これを踏まえ、平成30年12月に、①製造設備の余力にかかる余力見通しの開示方法、②基地利用料金にかかる貯蔵量や払出量に応じた課金標準のあり方を明記するよう、「適正なガス取引についての指針」を改正することを大臣に建議した。また、基地利用に必要な情報を整理し、③事前検討申込時に過剰な情報を求めることの無いよう製造事業者に対して、適宜是正を求めた。

【制度設計専門会合とりまとめ】（平成30年10月）

- ① 製造設備の余力
 1. リスク容量の設定方法
 - 利用可能容量と在庫量との間に大きな乖離を発生させるなどして、タンク余力を過小に評価している可能性のあった製造事業者に対して、合理的な説明や運用実態に合わせたリスク容量の改善を求めた。
 - 該当する事業者は過去の実績に基づきリスク容量の設定を改善。
 2. 自社利用計画の範囲の設定方法
 - 毎年度定量的な情報に基づき自社利用計画の範囲を設定していない、あるいは設定していたとしても当該情報を的確に公表情報に反映していない製造事業者に対して是正を求めた。
 - 該当する事業者は直近の情報に基づき自社利用計画の範囲を改善。

3. 余力見通しの開示方法

- 「①ルームレント方式において利用可能となる容量、②ルームシェア方式において利用可能となる量を定量的に示すこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

② 基地利用料金

1. 貯蔵料金の算定に用いる課金標準の在り方

- 「ルームシェア方式においては「平均貯蔵量」のようなタンクの占有状況を適切に反映する課金標準、「払出量」のような競争促進に資する課金標準に基づき料金算定を行うこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

2. 配船計画策定時の調整に伴い発生する貯蔵料金の変動の考え方

- 「配船調整又はLNGの貸借によって生じた貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映させること」を問題となる行為としてガイドラインに明記。
- 「配船調整又はLNGの貸借によって生じた貯蔵量の減少分を貯蔵料金に反映させること」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

3. 基地利用料金の情報開示

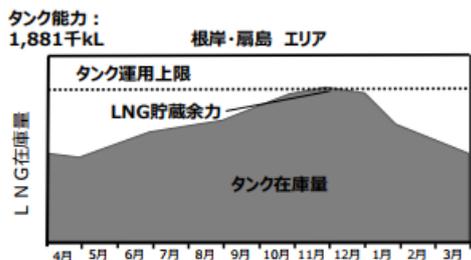
- 「守秘義務契約締結後速やかに基地利用料金の目安を、検討結果回答時に概算額を基地利用希望者に通知すること」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

③ 事前検討申込に必要な情報

- LNG船の情報については基地利用希望者の任意、LNG性状の情報については、発熱量のみ必須（申込時点で確定していない場合は想定値でも可）、それ以外の情報は基地利用希望者の任意での提供とすることを製造事業者に対して求めていく。
- 基地受入可否の判断に必要な情報提供は要求しないよう製造事業者には是正を求めていく。

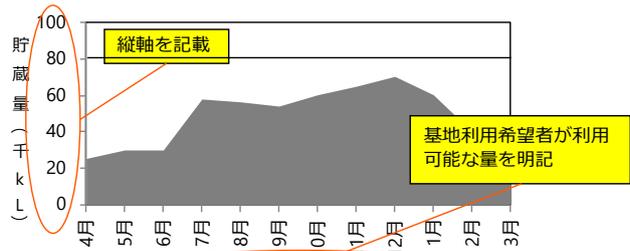
○液化貯蔵設備の余力見通しの改善のポイント

改善前



出典：東京ガスHP <http://www.tokyo-gas.co.jp/provide/pdf/kaijijoho.pdf>

改善後



○基地では、
ルームレント方式の場合、●千kL（容量ベース）
ルームシェア方式の場合、▲千kL（受入量ベース）
の受入となる見込みです。なお、上記は特定の条件での場合であり、それ以外の条件においても、ご利用が可能な場合がございます。詳細についてはお問合せください。

第3 ガス卸契約に関する卸元事業者への要請

【本項目の概要】

- ・ ガス卸契約に関し、中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いについて、考え方を整理し、電力・ガス取引監視等委員会として、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に対して、この考え方を踏まえて適切に対応するよう自主的な取組を要請した。

ガス小売自由化以前は、卸元事業者が基地建設、導管敷設等の設備投資を行い、卸受事業者に対して卸供給することが当然であり、中途解約補償料が盛り込まれた10年を超える長期の卸契約が締結されることもあった。

一方で、現在は一定程度インフラの整備が進み、かつ、卸市場及び小売市場の参入が自由化されており、競争の促進が重要な課題となっている。そのような中で、都市ガスの卸契約について、その契約期間や、中途解約補償料の設定方法・水準の考え方を検討するべきとの指摘が第36回制度設計専門会合においてなされた。

また、同専門会合における議論においては、ガス卸市場で卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係にあり、又は、その可能性がある場合において、具体的な需要家の情報の提供を卸元事業者が卸受事業者に求め、当該情報を卸元事業者が卸受事業者と共有するような場合は、ガス卸市場及び小売市場の競争が阻害されることにつながるおそれもある、との指摘もあった。

こうしたことを踏まえ、委員会は、制度設計専門会合（第35回～第40回）において、ガス卸受事業者に対する実態調査やガス卸元事業者へのヒアリング等を踏まえた検討を行い、中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いについて、以下のとおり考え方を整理した。また、平成30年9月に電力・ガス取引監視等委員会として、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に対して、この考え方を踏まえて適切に対応するよう自主的な取組を要請した。

○中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱い

（中途解約補償料を伴う長期契約について）

- 有力な地位にある（又は見込まれる）都市ガスの卸元事業者が、ガスの卸売において高額な中途解約補償料を伴う長期契約を締結することは、長期の契約及び違約金の水準という2要素があいまって、競争者（卸元事業者）の取引機会を過小にする可能性がある。
- このため、資料内で示した考え方を踏まえ、都市ガスの卸元事業者に対し、今後更新する中途解約補償料を伴う長期契約については、合理的な根拠に基づく中途解約補償料と契約期間の設定とすよう求めることとする。

（需要家情報の取扱いについて）

- ガス卸市場で卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係にある（又はその可能性がある）場合において、具体的な需要家の情報の提供を卸元事業者が卸受事業者に求め、当該情報を卸元事業者が卸受事業者と共有することは、卸取引の円滑な実施のために必要不可欠な場合など合理的な理由がある場合を除いて、ガス卸市場及び小売市場の競争を阻害することにつながるおそれもあると考えられる。
- このため、資料内で示した考え方を踏まえ、都市ガスの卸元事業者に対し、合理的な理由がない

場合は需要家情報の提供を求めないこと、合理的な理由があつて需要家情報を入手する場合には、その情報の管理体制の構築等について適切に対応すること、を求めることとする。

今後、委員会は、適切な時期において、フォローアップ調査を行うこととしている。

第5章 熱供給事業に係る取組

【本項目の概要】

- 平成30年9月～令和元年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請はなかった。（令和元年8月末時点の登録事業者数は76社137地域）

1. 熱供給事業者の登録に係る審査

平成30年9月～令和元年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請はなかった。（令和元年8月末時点の登録事業者数は76社137地域）

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が熱の最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込があるか、委員会が、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

2. 指定旧供給区域熱供給区域の指定

上記熱供給事業者が供給する供給区域のうち、当該熱供給区域内の熱供給を受ける者が熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難である等の事由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして規制法附則の規定に基づき経済産業大臣が13事業者17供給区域を指定。これらの事業者は、従前通り供給義務と料金規制が課せられている。

第6章 紛争処理、広報及び国際連携

第1 紛争処理

【本項目の概要】

- 1件の苦情の申出があり、処理を行った。

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのアッセン及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされ、電力取引に係る苦情の申出について処理することとされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのアッセン及び仲裁を行うこととされ、また、ガスの取引及び熱供給などに係る苦情の申出について処理することとされている。

紛争処理は、アッセン委員及び仲裁委員を中心に行われる。アッセン委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。令和元年8月31日時点におけるアッセン委員及び仲裁委員の候補者は以下のとおりである。

（委員）

- 稲垣 隆一
- 北本 佳永子
- 林 泰弘
- 圓尾 雅則

（特別委員）

- 小宮山 涼一
- 田中 誠
- 堤 あづさ
- 西川 佳代
- 村上 政博

平成 30 年 9 月～令和元年 8 月の期間におけるそれぞれの処理状況は以下のとおり。

○処理状況

1. あっせん及び仲裁の申請件数
0 件
2. あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
0 件
3. あっせんにより解決した事件の件数
0 件
4. 仲裁判断をした事件の件数
0 件
5. 苦情申出の件数
1 件

第2 広報の取組

【本項目の概要】

- ・ 需要家を対象にしたアンケート調査、各種講演会での講演等を行った。
- ・ 国民生活センターと連携し、需要家に対するトラブル事例の注意喚起等を行った。

委員会では、市場の監視や経済産業大臣へ意見・勧告・建議を行うほか、消費者に対しての広報活動や消費者保護対策も行ってきた。その理由は、電力・ガス小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が、正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要なためである。

消費者保護強化のため、委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

さらに、委員会では、消費者や事業者などに対し、電力・ガス小売全面自由化を含めた電力・ガスシステム改革に関する正確な情報を分かりやすく発信するため、各種講演会において講演を行った。

また、電力・ガス取引監視等委員会相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に応じている。

○電力・ガス自由化に広報の取組例

・アンケート調査の実施

平成30年11月に、消費者10,000人を対象に電力会社や電気プランの切替え意向などについてアンケート調査を実施。更に、電力会社又は電気プランを切替えた1,500人に対して、切替え後の満足度など詳細なアンケート調査を実施。

・各種講演会での講演

消費者や事業者などに対し、電力・ガス小売全面自由化を含めた電力・ガスシステム改革に関する正確な情報を分かりやすく発信するため、ENEX電力・ガス新ビジネスEXPO2019において、「エネルギーシステム改革の進展と今後の課題」をテーマとしたセミナーで講演を行う等、各種講演会において講演を行った。

・独立行政法人国民生活センターとの連携協定

昨年度に引き続き、電力・ガス小売全面自由化に関して、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信。

第3 国際機関との連携強化に向けた取組

【本項目の概要】

- 委員会主催でAPER Forum Meetingを開催した。

委員会では、我が国の知見を高める観点から、諸外国の規制機関などとの連携や情報交換を日頃から推進している。

平成30年11月28日～29日には電力・ガス取引監視等委員会主催で、Asia Pacific Energy Regulatory Forum Meeting (APER Forum Meeting) 2018を東京において開催した。

APER Forum Meetingは、アジア太平洋諸国のエネルギー規制機関が集まる会議体であるAPER Forumにより、エネルギー産業・市場の発展のため、より良い規制や政策に関する意見交換の場として2012年より2年に1度の頻度で開催されている。平成30年の会合においては、アジア太平洋諸国の12か国の規制機関と国内からの参加者総計約100名が出席し、①新技術の普及と電力ネットワークの在り方、②競争的、投資可能なエネルギー市場の形成、③適正な市場監視・規制の在り方の3テーマについて議論を行った。

セッション1では、電力システムにおけるdisruptive technologyについての議論がなされた。温室効果ガス(GHG)やコスト削減に資する技術の導入拡大に必要な市場設計、料金やネットワーク運用も含めた制度的課題についての議論を深め、また各国で蓄電池などの政策支援などもなされている中、こうした支援と規制との調和について議論がなされた。

セッション2では、競争的かつ投資可能なエネルギー市場について議論がなされた。垂直統合時代から、発電、次いで小売への自由化の流れは共通であるが、国により自由化のステージも異なる中での制度設計の考え方についての議論が交わされた。特に小売自由化を進める上で重要な要素となるスマートメーターについては、その普及の進め方やデータへのアクセスについて活発な議論が行われた。データのアクセスについては、将来的にも大きな課題になるとの認識が示された。

セッション3では、市場監視と規制の在り方についての議論がなされた。競争促進、市場の信頼性向上の観点から、市場支配力の抑止(market power mitigation)、相場操縦への監視などについての議論を深めた。とりわけ、情報収集、さらに、収集されたデータの分析能力の重要性について確認された。このフォーラムミーティングでの役割がますます高まってくることが確認された。エンフォーースメントに関しても、各国様々であるが、引き続き意見交換をしながらレベルアップをしていくことが重要であるという認識が一致した。

○Asia Pacific Energy Regulatory Forum Meeting 2018

- 出席者：海外規制機関(12か国)、国内機関から約100名
- 参加国：オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、サモア、シンガポール、タイ、米国、カンボジア

・各国代表の集合写真及び会合の様子：



• APER Forum Meeting 2018 のプログラム :

2018 APER Forum Schedule

(Prime Event November 28 – 29, 2018 as of November 25)

D-1 November 27				
	Time	Schedule/Title	Organization	Presenter
PM	Welcome Reception, hosted by EGC			
	17:00-18:00	Registration		
	18:00-18:15	Introduction	M.C.	
		Toast by the Organizer	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta
	18:15-19:50	Dinner Buffet		
19:50-20:00	Closing	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi	
Day 1 November 28				
	Time	Schedule/Title	Organization	Presenter
AM	8:30-9:30	Registration Coffee/Tea served		
	9:30-9:40	Introduction/Opening Remarks	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta Mr. Takaya Kishi
	Overview Session			
	Session Chair. Dr. Tatsuo Hatta, Electricity and Gas Market Surveillance Commission			
	9:40-9:50	Introduction	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
	9:50-10:40	Overview Session① Presentation Members: * Countries listed in alphabetical order.		
	9:50-	The state of energy markets in Australia	Australian Energy Regulator (Australia)	Ms. Paula Conboy
	10:00-	Overview on Power Sector in Cambodia	Electricity Authority of Cambodia (Cambodia)	Mr. Teng Sokhomal
	10:10-	Energy Overview of China	National Energy Administration (China)	Ms. Tao CHEN
	10:20-	Presentation on Evolution, Role and Functioning of Central Electricity Regulatory Commission, India	Central Electricity Regulatory Commission (India)	Mr. Sanoj Kumar Jha
	10:30-10:40	Q&A		
	10:40-11:10	Refreshment Break		
	11:10-12:00	Overview Session② Presentation Members: * Countries listed in alphabetical order.		
	11:10-	Overview of Energy Market Policy in Japan	Electricity and Gas Market Surveillance Commission (Japan)	Dr. Tatsuo Hatta
	11:20-	Adjusting to New Zealand's Electricity Future	Electricity Authority (New Zealand)	Mr. James Stevenson-Wallace
	11:30-	Overview of PNG Electricity Industry	Independent Consumer and Competition Commission (Papua New Guinea)	Mr. Paulus Ain
	11:40-	Regulating the Philippine Electric Power Industry	Energy Regulatory Commission (Philippines)	Ms. Josefina Patricia Magpale-Asirit
	11:50-12:00	Q&A		
	12:00-12:30	Photo session		
	12:30-13:30	Lunch		
13:30-14:30	Overview Session③ Presentation Members: * Countries listed in alphabetical order.			
13:30-	Energy Transition in Korea	Electricity Regulatory Commission (Republic of Korea)	Dr. Jong Keun Park	
13:40-	Samoa Electricity Sector	Office of the Regulator (Samoa)	Ms. Perelini Lameko	
13:50-	Overview of Singapore's Energy Market	Energy Market Authority of Singapore (Singapore)	Mr. Ngiam Shih Chun	
14:00-	Overview of Recent Energy Regulatory Developments in Thailand	Office of Energy Regulatory Commission (Thailand)	Ms. Narupat Amornkosit	
14:10-	Federal Energy Regulatory Commission Overview	Federal Energy Regulatory Commission (USA)	Mr. Anthony Pugliese	
14:20-14:30	Q&A			
14:30-15:00	Refreshment Break			
Theme 1: The future of electricity network with disruptive technologies				
Session Chair. Mr. Neil Chatterjee, Federal Energy Regulatory Commission				
PM	15:00-15:05	Introduction	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
	15:05-	Disruptive Technologies	Federal Energy Regulatory Commission (USA)	Mr. Neil Chatterjee
	15:20-	Challenges and opportunities for distributed energy resources in Australia	Australian Energy Regulator (Australia)	Ms. Paula Conboy
	15:35-	The Future of Electricity Network with Disruptive Technologies	Electricity and Gas Market Surveillance Commission (Japan)	Dr. Yasuhiro Hayashi
	15:50-	Samoa's 100% RE target	Office of the Regulator (Samoa)	Ms. Perelini Lameko
	16:05-	The Future of Electricity Network with Disruptive Technologies	Office of Energy Regulatory Commission (Thailand)	Dr. Chanchai Amornvipas
	16:20-17:05	Discussion		
	17:05-17:30	Refreshment Break		
	Networking Dinner, hosted by Electricity and Gas Market Surveillance Commission			
	17:30-18:00	Registration		
18:00-18:15	Introduction	M.C.		
	Greeting by the Organizer	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta	
18:15-19:50	Toast by the Guest	Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators	Dr. Yoshitsugu Kanemoto	
	Dinner Buffet			
19:50-19:55	Closing	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Ryuichi Inagaki	
19:55-20:00	Announcement	M.C.		

Day 2 November 29				
	Time	Schedule/Title	Organization	Presenter
	9:00-10:00	Registration Coffee/Tea served		
	Theme 2 : Competitive and investable energy market			
	Session Chair. Dr. Brent Layton, Electricity Authority			
AM	10:00-10:05	Introduction	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
	10:05-	Competitive and investable energy market	Electricity Authority (New Zealand)	Ms. Lana Stockman
	10:20-	A Presentation on "Competitive and Investable Energy Market: Policy & Regulatory Framework of Power Markets in India"	Central Electricity Regulatory Commission (India)	Dr. S.K.Chatterjee
	10:35-	Promoting Competition and Investment in Energy Market	Electricity and Gas Market Surveillance Commission (Japan)	Mr. Ryuichi Inagaki
	10:50-	Competitive and Investable Energy market	Independent Consumer and Competition Commission (Papua New Guinea)	Mr. Paulus Ain
	11:05-	Electricity Market Challenges in Korea for Energy Transition	Electricity Regulatory Commission (Republic of Korea)	Dr. Young Tak Cho
	11:20-12:05	Discussion		
	12:05-13:05	Lunch		
	13:05-13:35	2020 APER Forum Preparation Meeting	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta
	13:35-14:05	Refreshment Break		
	Theme 3: Issues for market surveillance and regulation			
	Session Chair. Ms. Paula Conboy, Australian Energy Regulator			
PM	14:05-14:10	Introduction	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
	14:10-	Competition in the Eastern Australian wholesale electricity market	Australian Energy Regulator (Australia)	Ms. Paula Conboy
	14:25-	Electricity Market Regulation in China	National Energy Administration (China)	Ms. Tao CHEN
	14:40-	Developments in the Authority's market monitoring	Electricity Authority (New Zealand)	Mr. Rory Blundell
	14:55-	Energy Market Surveillance and Regulation in Singapore	Energy Market Authority of Singapore (Singapore)	Ms. Koh Hui Shan
	15:10-	Market Surveillance and Regulation	Federal Energy Regulatory Commission (USA)	Mr. James Danly
	15:25-16:10	Discussion		
	16:10-16:25	Day2 Closing Remarks/ Announcement	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta Mr. Takaya Kishi
Day 3 November 30				
	Time	Schedule		
	Field Trip: Fujisawa Sustainable Smart Town, Azbil Corporation, Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators			
AM	8:15	Meet at the Conrad Tokyo Hotel		
	8:30-10:00	Bus Ride to Fujisawa Sustainable Smart Town		
	10:00-12:30	Fujisawa Sustainable Smart Town Lunch at Fujisawa Sustainable Smart Town		
PM	12:30-12:50	Bus Ride to Azbil Corporation		
	12:50-14:25	Azbil Corporation		
	14:25-15:55	Bus Ride to Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators		
	15:55-17:05	Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators		
	17:05-17:25	Bus Ride to the Conrad Tokyo Hotel		